みなかみ町景観計画





令和元年6月

みなかみ町景観計画

目 次

序. 景観計画の概要	
(1)目的	4
(2)意義	5
(3)計画期間	6
(4)位置づけ	6
(5)景観計画の使い方	7
1.みなかみ町の概況	
(1) 地形・地勢	10
(2) 人口・世帯の動向	10
(3) 歴史・文化	11
2. みなかみ町の景観資源	
(1)景観資源の分類	14
(2)類型別景観資源	15
3.みなかみ町の景観特性と課題	
(1)景観特性の整理	24
(2) 景観阻害要因の整理	29
(3)景観課題の整理	30
4. 将来像及び基本目標	
(1)将来像の設定	38
(2)基本目標の設定	41
5. 景観計画の区域	
(1)景観計画区域	44
(2) 景観計画区域の区分の考え方	45

6. 良好な景観形成の方針	
(1) ゾーン別方針	50
(2) 景観形成重点地区景観形成方針	52
7.行為の制限に関する事項	
(1) 届出対象行為	54
(2)特定届出対象行為	63
(3)景観形成基準	65
(4) 色彩基準	76
8. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	
	80
(2) 景観重要樹木の指定の方針	80
(3)指定に係る手続き	81
9. その他の事項	
(1)屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の	
制限	84
(2) 景観重要公共施設の整備に関する事項	85
(3) 自然公園法の規定に基づく許可の基準で良好な景観の形成に必要なもの	87
10. 計画の進め方	
(1)基本的な考え方	90
(2)景観形成の推進方策	91



序. 景観計画の概要

(1)目的

本町は、谷川岳を中心とした山並みと、その斜面に広がる深く濃い森林に抱かれ、大水上山を水源地とする利根川や赤谷川、谷川などの清流が軸となって形成された美しい自然に恵まれ、三国街道の宿場町として往時の面影を色濃く残す街並みや、養蚕繭の育成のための屋根形状が特徴的な古民家など、本町の生い立ちや成り立ちを今に伝える、多くの歴史的景観も残されています。

また、道路・鉄道などの高速交通網の整備に伴い、谷川岳をはじめとする登山観光や水上地区を はじめとした温泉観光、さらにはスキー場開発などもあり交流人口が拡大するとともに、現在のま ちの景観が形成されてきました。

こうした中、本町は、平成29年6月に「ユネスコエコパーク」へ登録されたことを受け、地域の自然環境の保護・保全を図りつつ、それら自然環境や天然資源を持続可能な形で利活用することで、地域の社会経済的な発展を図ることを目的に、人間社会と自然環境の共生を実践するモデル地域としての役割が期待されています。

「みなかみ町景観計画(以下:本計画)」は、これまで受け継がれてきた豊かな自然環境と、それを拠り所としてきた私たちの生活・文化が調和・共生する風景を育み、質の高いまちづくりの実現を世界に発信するため、本町にとって望ましい景観形成を進めるための施策の指針として策定するものです。

(2) 意義

本町において、「景観法」を活用した景観づくりに取り組む意義は次のとおりです。

■みなかみ町にとって景観が大事な理由

- ・景観は、「まちの善し悪しを『見ること』によって測る『ものさし』」といわれます。暮ら しやすいまち、訪れる価値のあるまちには、心地よく、魅力的な景観が不可欠と考えま す。
- ・美しく豊かな自然を象徴する山並みの眺望や旧宿場町の街並みなどを次の世代に引き継ぐとともに、さらにその価値を高める景観づくりは、特に観光産業に特色のある本町においては、交流人口の拡大などの原動力となって、まちの発展を牽引していくことになると考えます。

■みなかみ町が景観づくりに取り組む理由

- ・これまでも「美しいみなかみ町の風景を守り育てる条例」に基づき、景観づくりに取り組 んできましたが、町独自の条例であり、法的な強制力は必ずしも高くありません。
- ・このため、景観法に基づく景観計画の策定とこれを運用するために必要な景観条例への 改正を両輪として、まちの価値を高める景観づくりをより強力に進めていくことが必要 と考えています。

■「今」のタイミングで取り組む必要性

- ・景観を良いものにするためには、住民の皆さんと町が「まちのあるべき景観の姿」を共有することが不可欠です。そのためには、長い時間が必要となります。ユネスコエコパークへの登録を受け、大切な資源であり宝である豊かな自然と人が支え合い、共生する姿(景観)を世界に向けて情報発信することも求められます。
- ・このため、できるだけ早く、計画づくりを進め、みなかみ町のあるべき景観の姿を共有 し、法に基づく強制力を持った計画のもとで、具体的な景観づくりをスタートさせるこ とが必要と考えます。

(3)計画期間

景観は、長い年月と継続した取り組みの積み重ねにより、はじめて現実の姿として明らかになるため、本計画の到達期間は、特に定めないこととします。但し、本計画の上位計画である総合計画が 10 年、関連計画である都市計画マスタープランが 20 年を計画期間としており、関係施策・事業などとの調整、整合を図るため、概ね 20 年程度を計画期間として定めます。

なお、科学技術の進歩はめざましく、社会経済の変化とともに住民の意識や価値観も多様化していることから、これらの動向を踏まえることが必要となります。また、今後の取り組みを通じて検討が進められる地域独自の景観形成方針や景観形成基準、景観地区、景観協定などの考え方を本計画に反映することが必要となります。

このため、町は、適切な時期に景観計画を見直します。

(4) 位置づけ

本計画は、本町のまちづくりの上位計画である「みなかみ町総合計画」及び「みなかみ町都市計画マスタープラン」と整合を図りながら、景観部門の個別計画として、住民の意見を反映させながら策定します。

本計画は、本町の良好な景観形成を図るため、他の行政分野が進める施策・事業などや住民・事業者の土地利用・建築行為などに対し、法的な根拠のもと景観的な配慮を求めるものとなっています。ただし、本計画に定める方針や基準は、建築物や構造物が創り出す空間の質的の向上を求めるものであることから、道路の交通機能や河川の治水機能など、それぞれの施設が本来持つべき機能は、当然に優先されるものとします。

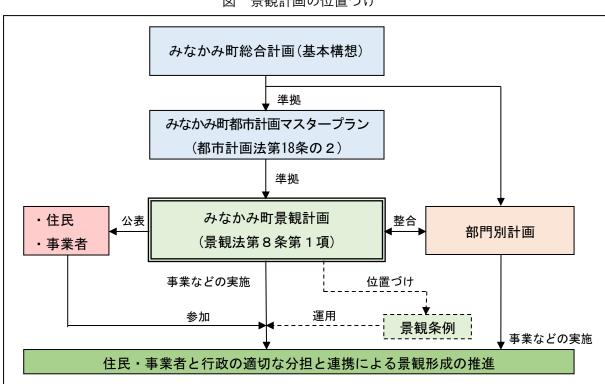


図 景観計画の位置づけ

(5) 景観計画の使い方

景観計画は、本町における良好な景観づくりを進めるための「道しるべ」であり、住民・事業者・ 行政などの景観づくりの主体が景観の将来像や基本目標、良好な景観の形成に関する方針を共有 することを目的とするとともに、これらを実現するための行為制限の対象と、これら行為が遵守す べき景観形成基準を示しています。

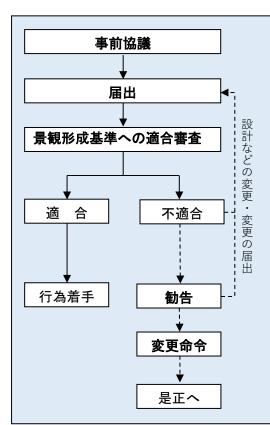
このため、本計画は、景観の将来像や基本目標、良好な景観の形成に関する方針を理解するための参考書として用いるとともに、行おうとする行為が制限対象となっているか、行為制限の対象に該当する場合は、どの様な基準に適合する必要があるかを確認するための手引書として活用することを想定しています。

景観の将来像 景観形成の基本目標 ○本町が目指す景観の将来の姿、景観づくりの基本的な目標として、町をあげて、どの様な景観づくりを進めるのかを示しています。

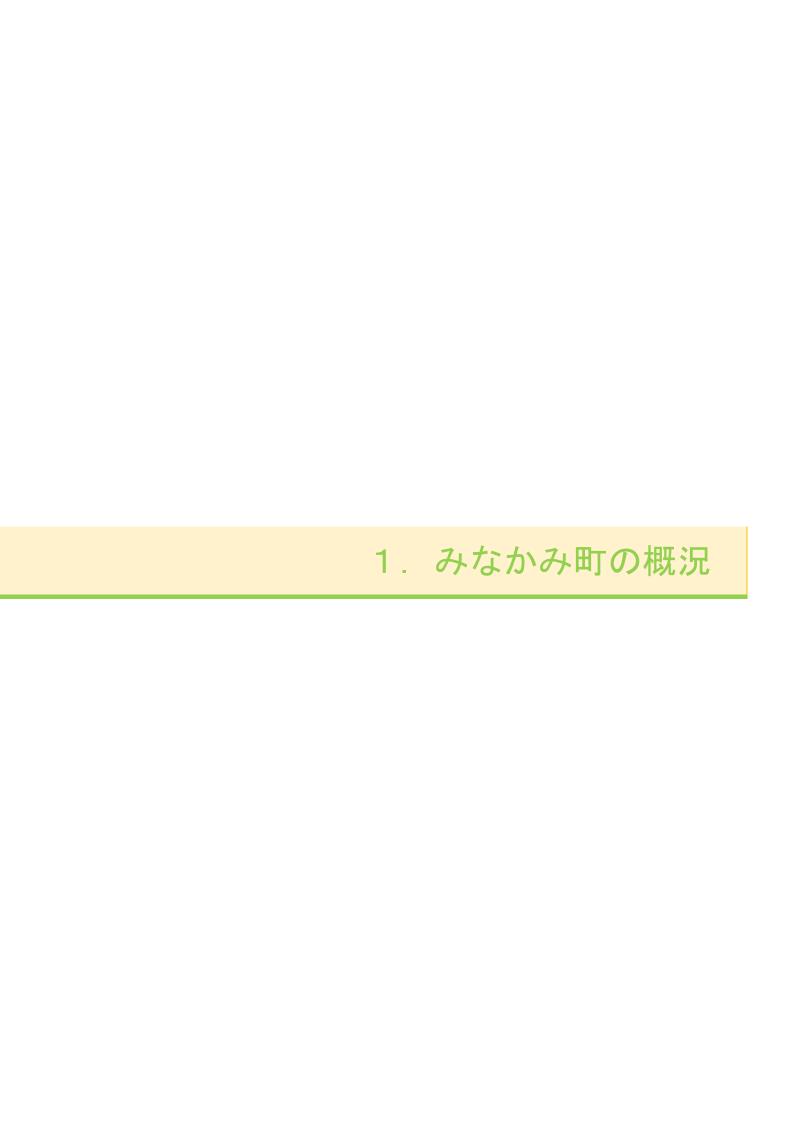
良好な景観の形成に関する方針

○景観形成の基本目標を踏まえ、ゾーン別に、それぞれの 特性や課題を踏まえた景観形成の方針として、居住地や 事業を営む場所における日頃の景観形成に関わる活動 や、建築物の建築などの際に配慮すべき事項を示してい ます。

行為制限の対象となっているか確認してください



- ・「届出対象行為」に該当する場合は、景観法の規定 に基づき、届出が必要となります。
- ・届出の内容が、「行為の制限に関する事項(景観形成 基準)」に適合しているか審査します。
- ・基準に適合している場合には、行為(建築や建設など)の着手が可能になります。・基準に適合していない場合は、計画や設計の変更を指導します。
- ・基準に適合せず、計画や設計の変更しようとしない 場合などは、景観法に基づき、勧告します。
- ・勧告に従わないで行為着手しようとしている場合 は、設計の変更などの必要な措置をとることを命 令します。
- ・勧告に従わないで行為着手した場合(建築や建設を 行った場合)、原状回復などの必要な措置をとるこ とを命令します。



1. みなかみ町の概況

(1) 地形 • 地勢

町の大部分は山地で、利根川や赤谷川に沿ってわずかに平地が見られます。森林面積は約700k㎡で、町域の約90%を占めています。標高は300mから2,000m級の山岳にまでわたり、群馬・新潟県境の谷川連峰や平ヶ岳、至仏山、武尊山などの山々に囲まれており、町内からは雄大な山岳景観を望むことができます。山麓には水上温泉郷、月夜野・上牧温泉郷、猿ヶ京三国温泉郷など、「みなかみ18湯」と称される多くの温泉地があります。

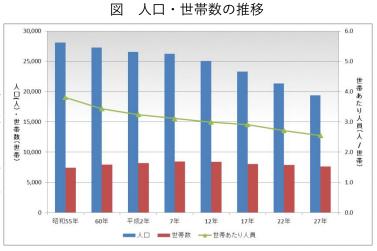
町の北東部には利根川の水源がありますが、ほぼ手つかずの自然が残されており、下流域の生命と経済活動を支える重要な役割を担うとともに、四季折々の美しい清流の景観を見せてくれます。



(2)人口・世帯の動向

人口は、一貫して減少傾向にあり、平成27年には19,347人にまで減少しています。また、平成7年以降減少率が拡大する傾向にあります。

世帯数は、平成7年の8,441世帯をピークに減少に転じており、平成27年には7,602世帯にまで減少しています。また、世帯あたり人員は人口減少が加速していることもあり、平成7年の3.1人/世帯から平成27年には2.5人/世帯に減少しています。



(国勢調査)

(3) 歴史・文化

【古代】

みなかみ町には、国指定文化財の史跡として矢瀬遺跡、 水上石器時代住居跡が指定されているように、縄文時代 中期の住居跡があることから、古くから居住に適した地 であったことがうかがえます。

【古代から中世】

古くは沼田氏が治めており、戦国時代には関東の北条氏、信州の真田氏、越後の上杉氏の闘いが幾度となく繰り返され、豊臣秀吉の時代になり沼田城は北条氏に、月夜野地区にある名胡桃城は真田氏の帰属と決められましたが、北条氏がこれを破り、名胡桃城を攻め落としたため北条氏討伐の小田原攻めが行われました。このことから、名胡桃城は秀吉の天下統一のきっかけの舞台となったと言われています。

【近世】

江戸時代になると上州から越後に抜ける街道として、 三国峠を通る「三国街道」と清水峠を通る「清水峠越往 還」が整備され、宿場、関所、番所がおかれて集落が形 成されました。

三国街道は、北国大名の参勤交代路や新潟奉行、佐渡 奉行の通行路として、また江戸と越後の物資の流通路と して活用されました。

街道から離れた地域では、農村集落が形成されました。 また、温泉地は古くから開湯された温泉地が多く、江戸 から明治にかけては寒湯治、土用湯治などで主に地元農 家に利用されていました。



<矢瀬遺跡>



<名胡桃城址>

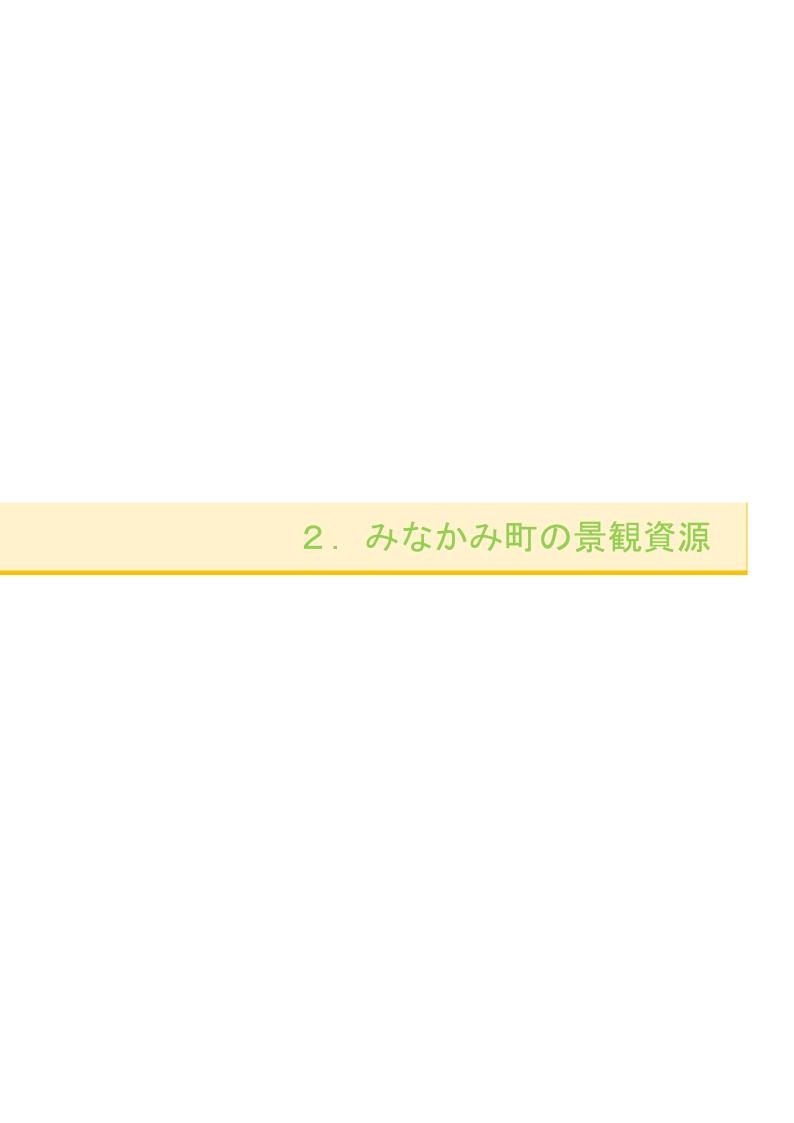


<旧須川宿(たくみの里)>

【近代】

清水峠越往還は、明治18年には清水越え新道(清水国道)として全通し、人力車や荷車、荷馬車の輸送路として利用されほか、昭和6年の清水トンネルの完成により上越線が全線開通となり、昭和22年には全線が電化、昭和29年には東京一水上間に初めて電車が走り所要時間は3時時間に短縮されました。

高度経済成長期には余暇需要の拡大や、企業などを中心に宴会で温泉地に訪れる団体客が増加し、水上地区などの温泉街では大型旅館が建設され、また、昭和34年の国道17号全線開通、昭和57年の上越新幹線の開通と上毛高原駅の開設、昭和60年の関越自動車道開通による月夜野インターチェンジと水上インターチェンジ設置などに伴い、首都圏からのアクセスがしやすく、優れた観光資源に恵まれた地域として大きく発展を遂げました。



2. みなかみ町の景観資源

(1)景観資源の分類

「景観」は、様々な「眺めの対象」の総体であり、これら景観を構成する個々の「眺めの対象」 を「景観資源」と位置づけます。

景観特性を把握するための前提として、これら景観資源を「性質」と「形態」から下表のように 分類・整理します。

表 景観資源の分類(性質別)

性質による分類	内容				
自然的景観資源	・山並みや河川、森林やまとまりのある緑地、独立樹など、まちの成り立ち の基本的な骨格を形づくるものであり、みなかみ町の良好な景観を創り出 す基盤となっているもの				
都市的景観資源	・道路や鉄道といった都市施設、公共施設や住宅地、商業地などの都市的な 生活を支える土地利用といった、みなかみ町の現在の暮らし方を反映する もの				
歴史的景観資源	・街道や歴史的建造物、社寺など長い間に醸成されてきたみなかみ町固有の 歴史や文化、風土を伝えるもの				

表 景観資源の分類(形態別)

形態による分類	内容
点的景観資源	・周囲と際だった形態的な特性を持ち、その場所を象徴的に伝えるもの、目
点的泉既良 娜	印となるもの
軸的景観資源	・境界となって景観を視覚的に限定するもの、景観の骨格を形成するもの、
押印京 既貝///	動いてみることで、連続的に景観を認識するもの
面的景観資源	・同質性や類似性からまとまりのあるもの、周囲との異質性から際だった特
四印京既貝 娜	性をもっているまとまり
眺望景観資源	・点、軸、面的景観要素を重層的に認識できるもの

表 景観資源の分類と対応する要素の整理

分類			性質による分類	
		自然的資源	都市的資源	歷史的資源
ΠΛ	点的資源	山(ランドマークとして認 識されるもの) 独立樹 天然記念物 滝	橋りょう 駅 公共施設 公園 スキー場	歴史的建造物 遺跡・史跡 行事・風物
形態による分類	軸的資源	山並み・斜面緑地 河川・水路など 遊歩道	道路 鉄道 温泉街 沿道商業地	旧街道など
類	面的資源	農地 森林 湖沼 集落地	住宅地工業地	歷史的街区
	眺望景観資源	眺望点 (山頂など)	眺望点 (橋りょうなど)	_

(2) 類型別景観資源

「性質」及び「形態」によって分類される景観資源は、次のように抽出・整理されます。

①自然的景観資源

区	分	景観資源	
点的景観 資源	上	・谷川岳(日本百名山) ・巻機山(E ・至仏山(日本百名山) ・平ケ岳(E	
		・大峰山 ・三峰山	1个日石田/
		・三国山・朝日岳	
		一旦日	
	独立樹	・大幽洞窟・上津のうに	 ばザクラ
	滝	・相俣のさかさザクラ・裏見の滝	
		・縁結びの滝・不動の滝	
		・永井下屋敷原生林・東峰のナミ	シノキ
		・冨士浅間神社のムレスギ	
軸的景観	山並み	・谷川連峰	
資源	斜面緑地	・市街地に接した斜面緑地	
		利根川沿いの段丘面の緑地	
	河川・水路	・利根川・赤谷川	
		・谷川・湯檜曽川	
		・楢俣川・宮葉峡	
		・諏訪峡・黒岩渓谷	
	遊歩道	・三国路自然歩道	
		・雨呼山遊歩道	
面的景観	農地	・須川平・新巻平	
資源		・リンゴ園	
	森林	・上信越高原国立公園	
		→新治地区(西川・赤谷川源流域)	
		→水上地区(谷川・湯檜曽川源流域)	T+ 46\
		→特別保護地域(谷川岳から平標山までの	夜 級)
	740.771	・奥利根水源の森	-n
	湖沼	・奥利根湖・ならまた流	训
		・洞元湖・藤原湖・井塚辺。	⊢: ⊓
	#= ++ 1.2	・赤谷湖・大峰沼・元	1泊
	集落地	・月夜野地区、赤谷川沿いの新治地区など	

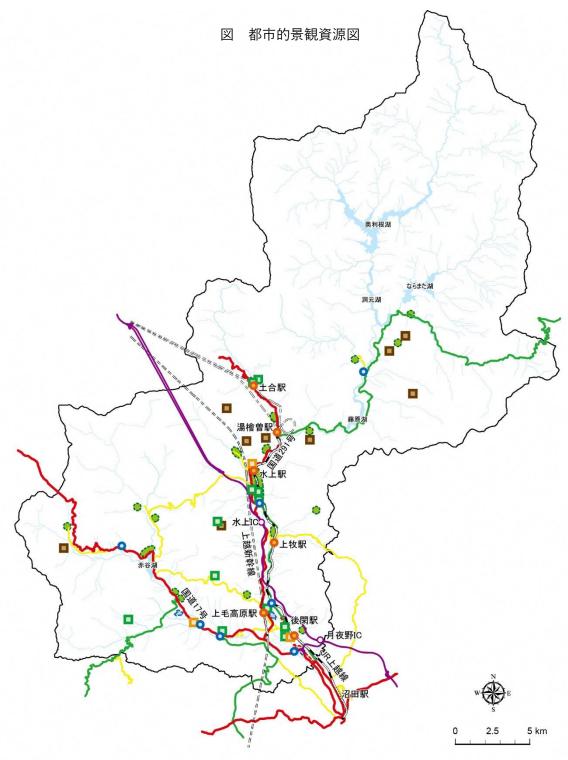


凡例

点	的景観資源	軸	的景観資源	面的景観資源	
A	Щ		山なみ・斜面緑地		農地
Δ	独立樹・天然記念物		河川・水路等		森林・緑地
Δ	滝		遊歩道	0	湖沼
					集落地

②都市的景観資源 (レクリエーション施設含む)

区	分	景観資源
点的景観	橋りょう	・月夜野大橋・矢瀬橋
資源		・吾妻橋・諏訪峡大橋・藤原湖大橋・奥利根橋
		・赤谷川大橋・今宿橋
	 駅	・新三国大橋
	海代 	・上毛高原駅 ・後閑駅 ・水上駅 ・上牧駅
		- 八工歌 - 工校歌 - 工校歌 - 土合駅 - 土合駅
	公共施設	・みなかみ町役場・みなかみ町水上支所
	ムスが心成	・みなかみ町新治支所
	観光施設	・山岳資料館・道の駅水紀行館
	など	・谷川岳ロープウェイ
	公園	・道の駅「矢瀬親水公園」・清流公園
		・寺間運動公園・総合公園
		・大中島公園・塩原太助記念公園
		· 恋越親水公園 · 与謝野晶子歌碑公園
	スキー場	・谷川岳天神平スキー場 ・水上高原スキーリゾート
		・水上宝台樹スキー場・奥利根スノーパーク
		・ホワイトバレースキー場・ノルン水上スキー場
		・水上藤原スキー場・町営赤沢スキー場
		・大穴スキー場
軸的景観	道路	・関越自動車道(水上IC・月夜野IC)
資源		・国道17号(一部奥利根ゆけむり街道)
		・国道291号
		・主要地方道渋川下新田線・主要地方道中之条湯河原線
		・主要地方道沼田水上線
		・主要地方道水上片品線(奥利根ゆけむり街道) ・県道宝川久保線 ・県道道木佐山沼田線
		・県道相俣湯原線 ・県道月夜野下牧線
		・県道月夜野猿ヶ京温泉線・県道後閑羽場線
	鉄道	・上越新幹線・上越線
	温泉街	・水上温泉・猿ヶ京温泉
		・湯宿温泉・上牧温泉
		・谷川温泉・うのせ温泉
		・向山温泉・湯桧曽温泉
		・宝川温泉・上の原温泉
		・湯ノ小屋温泉・高原千葉村
		・法師温泉・川古温泉
		・赤岩温泉・真沢温泉
		・奈女沢温泉・・月夜野温泉
	沿道型	・国道17号月夜野バイパス沿道
	商業地	·主要地方道水上片品線沿道(下牧付近)
面的景観	住宅地	・うららの郷
資源	工業地	・政所地区 ・真庭地区
		・栃原農工団地・須川平農工団地
		・矢瀬蟹枠工業団地



凡 例

点的景観資源		軸的景観資源		直	面的景観資源	
0	橋りょう	<u></u>	高速道路・IC 国道		住宅地	
	駅		主要地方道 その他県道等		工業地	
	公共施設		鉄道			
	公園・観光施設等	00000	温泉街			
	スキー場		沿道商業地			

③歴史的景観資源

X	分	景観資源
点的景観	歴史的	• 雲越家住宅資料館
資源	建造物	・曹洞宗嶽林寺
		・泉峯山泰寧寺
		・旧戸部家住宅
		・旧大庄屋役宅書院
		・塩原太助生家
		・須川宿の大型養蚕住宅
	遺跡・史跡	・矢瀬遺跡
		・水上石器時代住居跡
		・名胡桃城址
		・小川城址
		・梨の木平敷石住居跡
	行事・風物	・ノルン水上フラワーガーデンすいせん祭り
	・たくみの里豊楽まつり、大鳥天狗神輿	
	・猿ヶ京温泉武者行列	
		・小川島若宮八幡宮ヤッサ祭
軸的景観	旧街道など	・旧三国街道
資源		・旧清水峠越往還
面的景観	歴史的街区	・永井宿
資源		・須川宿(たくみの里)
		・箕輪農村地区

図 歴史的景観資源図



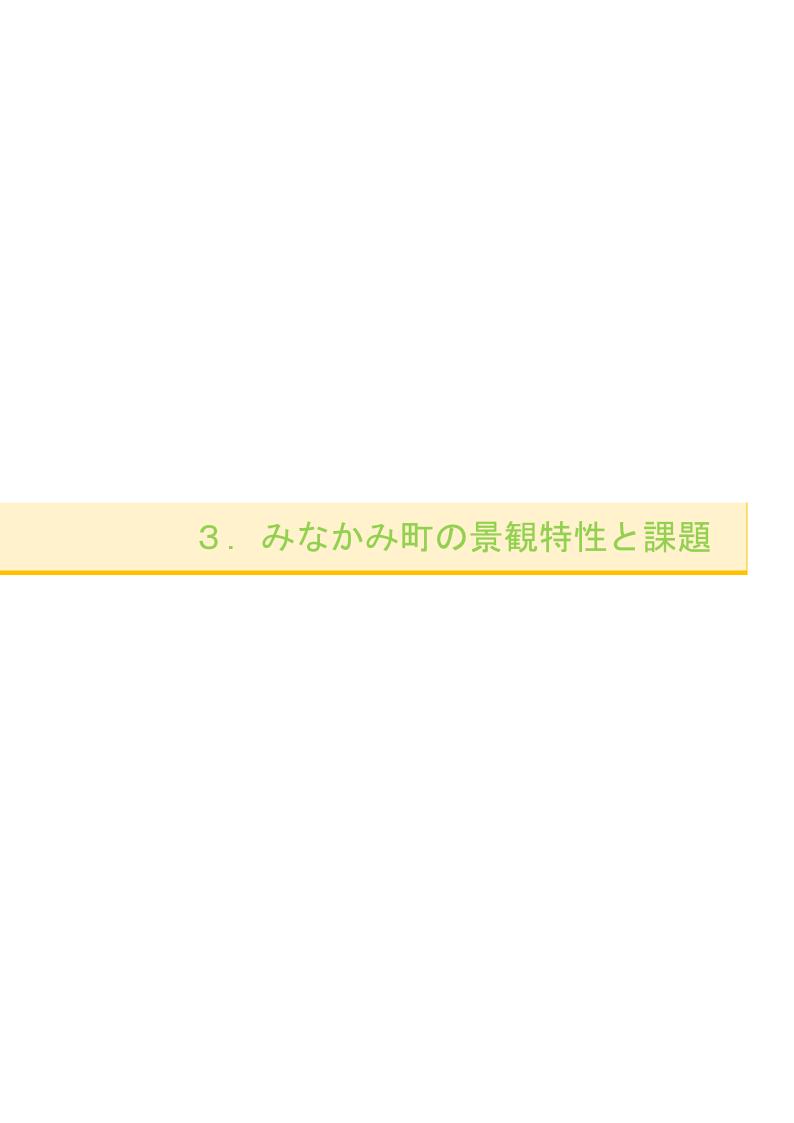
凡例

点的景観資源		軸的景観資源		面的景観資源	
	歴史的建造物		旧街道		歴史的街区
0	遺跡・史跡				
0	行事・風物				

眺望景観資源(眺望点)

区分		景観資源
眺望景観 資源	谷川岳八景	 ・水上宝台樹やすらぎの森キャンプ場駐車場 ・谷川温泉 恋沢ガーデン ・諏訪峡 与謝野晶子歌碑公園 ・みなかみの森天狗山 ・上牧 吉平地区 上牧駅周辺 ・上牧 戸谷地区 ・月夜野 上毛高原駅付近 ・たくみの里 熊野神社裏





3. みなかみ町の景観特性と課題

(1) 景観特性の整理

基本的事項で得られた景観の基礎条件と類型別景観資源の分布状況から、みなかみ町固有の景観特性を「景観の骨格」「景観の構成」「眺望の特徴」の視点と、「景観の阻害要因」の視点から、次のように整理されます。

①景観の骨格

■2,000m級の山岳に囲まれた地形

群馬・新潟県境の谷川連峰や平ヶ岳、至仏山など、日本を代表する山々に囲まれた雄大な自然が、みなかみ町の景観の特徴を形づくっています。

また、これらの山々の稜線で町域が地形的に分断されるため、地域によって背景となる山並み景観が異なることも、みなかみ町の景観の特徴といえます。



<谷川連峰>

■暮らしに深く関わる河川の景観

山がちな地形条件から、これら山々を水源域とする利根川、赤谷川などの河川によって形づくられた谷あいにまとまりのある集落が形成されています。

また、これら河川の清流がつくり出す諏訪峡や照葉峡などの渓谷は、河岸の緑や上流側で背景となる山並みと 一体となって、水と緑の豊かさを象徴する景観を形づくっています。



<黒岩渓谷>

■都市の活動を支える道路の景観

幹線道路は、人や物が行き交う交通の基盤であり、 人々の活動を支えています。

このことから、これら道路沿道の景観は、町民のみならず、来訪者にも地域をイメージする上で大きな役割を果たしており、みなかみ町を代表する景観の骨格と位置づけることができます。



<国道 17 号>

②景観の構成

■雄大で四季を彩る森林

町域の約9割を森林が占め、利根川の源流域に位置するみなかみ町を象徴する景観を構成しています。これら森林は、市街地の遠景を構成するほか、新緑や紅葉、雪景色など、四季とともに彩りを変え、住む人、訪れる人の目を楽しませる重要な景観資源となっています。

■個性ある温泉地の街並み

山麓には水上温泉郷、月夜野・上牧温泉郷、猿ヶ京三 国温泉郷など、「みなかみ18湯」と称される多くの温泉 地があります。これらは多くの来訪者が訪れる空間であ り、周囲の雄大な自然とも相まって、みなかみ町の景観 を特徴づける大きな要素となっています。

さらに、数ある温泉地のなか、みなかみ町を代表する「水上温泉」や「上牧温泉」には、大規模なホテルや旅館が複数立地するほか、高層のマンションなども立地していることから、他の温泉地とは趣の異なる景観を形成しています。



<みなかみ町を代表する水上温泉>

■往時の歴史を物語る街並みや史跡

三国街道の宿場町として整備された永井宿、須川宿が 町内に位置し、現在も往時の面影を残しています。

また、戦国期の歴史を今に伝える名胡桃城址や小川城 址などは、往時の面影を今に伝える景観資源であるとと もに、町民の誇りや愛着を醸成する重要な地域資源とな っています。

さらに、これら往時の歴史を物語る街並みや史跡は、 主要な観光資源ともなっており、多くの来訪者が訪れる 地となっています。



<須川宿の街並み(たくみの里)>



<往時を偲ばせる名胡桃城址>

■人々の生活が息づく市街地・集落地の景観

絹織物の産地として発展を遂げた群馬県にあって、みなかみ町は主に養蚕繭の生産の役割を担ってきました。こうした商品経済の進展から、旧月夜野町は周辺の集落から養蚕繭を集荷し、販売する市場である「在郷町」となり、これを起源として、現在の市街地が形成されました。

町役場やJR上越線後閑駅周辺と県道後閑羽場線沿道は、その中心と位置づけられますが、上越新幹線上毛高原駅や関越自動車道インターチェンジの設置、バイパスの整備などにより、交通結節機能や商業サービス機能が郊外に移っています。このことを背景に、中心市街地における空き店舗の増加など、賑わいの低下が見られ、景観面でもマイナス要因として働いています。



<月夜野の市街地>

■自然と共生する農村景観

比較的平坦な地形にある月夜野地区や赤谷川沿いの 新治地区には、まとまりのある農地が広がるほか、傾斜 地に展開する棚田、りんごの果樹園など、地区毎に特徴 的な農業が進められ、景観的にも異なる表情を見せてい ます。

特に月夜野地区は、環境省(当時の環境庁)の「ふるさと百選」に選定されるなど、夏は一面の緑、秋は黄金色に染まる水田と遠景の山並み、集落で形成される景観は、みなかみ町のみならず、日本の原風景ともいえます。しかしながら、耕作放棄地の増加などにより、今後、悪化していくことが懸念されています。



<月夜野地区の棚田>



<須川の田園風景>

③眺望の特徴

■まちのシンボルともなる山並みへの眺望

みなかみ町の標高は、市街地が500m未満で、山々のピークが1,500~2,000mに達するため、相対的に標高の低い位置にある市街地や広がりのある農地など周囲への見通しがきく場所においては、谷川岳をはじめとする山並みへの眺望に優れていることが大きな特徴となっています。



<たくみの里周辺の眺望景観>

■見通しのきく河川の眺望

利根川や赤谷川、谷川などの河川は、それ自体が良好な自然的景観資源であるだけでなく、開けた空間として 見通しがきくため、その遠景に周囲の山並みを見ること ができる優れた眺望点となっています。

特に、みなかみ町は河川を軸に市街地や集落地が形成されているため、その相互連絡のための橋りょうが多くなっていますが、それら橋りょうは景観を眺める視点場であるとともに、景観の対象ともなる特徴をもっています。



<諏訪峡と谷川連峰の遠景>

■特徴的な地形に由来するパノラマ

月夜野地区の比較的平坦な地形に山地部が接する地形条件から、高い場所から低い場所を見下ろす、開放的なパノラマ景観を見ることも可能となっています。

これらの眺望点からは、市街地だけでなく、周囲の山並みや赤城山など町域を越えた遠景を眺めることも可能となっています。



凡例

景観の骨格		景観の構成		眺望景観	
	山並み・ 緑のふちどり		森林の景観	A	眺望の対象
	河川の景観		温泉街	*	眺望点
	道路の景観		歴史的な町並み		
			市街地の景観		
			田園風景		

(2) 景観阻害要因の整理

本町の良好な景観を損ねるおそれのある要因は、次のように整理されます。

■周辺への配慮が不足した屋外広告物

主要な幹線道路の沿道に設置される屋外広告物は、その大きさや色彩によっては良好な景観を 阻害する要因となるものであり、みなかみ町では、特に温泉やスキー場への案内看板が多く見られることから、これらが景観を損ねる要因となっています。

水上地区や新治地区の道路は、河川に沿った谷間に配置され、その沿道は斜面緑地が多くありますが、これら樹木の緑を背景にして大型の屋外広告物が設置された場合は、景観を損ねる要因となることが懸念されます。

■華美な色彩や大きさ・高さが目立ちやすい自家用広告物

屋外広告物条例に基づく制限は、主に貸し看板といわれる屋外広告物が対象となり、店舗など の施設や自家敷地に設置される看板類の制限は相対的に緩やかになっています。

これら看板類は、主に来訪者をターゲットとしているため、目立ちやすい華美な色彩や大きさ・高さとなるケースが多くなっています。しかしながら、目立ちやすさという視点から、景観がますます乱雑になる悪循環に陥る可能性があります。

■周辺に溶け込みにくい人工構造物

自然的景観に特化した本町においては、携帯電話の基地局や太陽光パネルなど、規模が大きな 人工構造物が設置された場合、周囲の景観に溶け込みにくく、良好な景観を損ねることが懸念さ れます。

■空き店舗、空き家など

人口減少や少子高齢化、購買・余暇活動の変化などに伴う来訪者(もしくは宿泊客)の減少に伴い、空き家や空き店舗、廃業したホテルや旅館などがみられるなど、景観を損ねているだけでなく、まちの活気や賑わいを低下させる要因となっています。

■立ち並ぶ自動販売機など

人工物である自動販売機が自然的景観の特化した場所に集まって設置された場合、その対比が 明瞭なため目立ちやすく、良好な自然的景観を損ねるおそれがあります。特に、様々な色彩のタ イプが混在した場合は、乱雑な印象を受け、阻害性が助長される可能性があります。

(3) 景観課題の整理

景観調査において整理・把握した本町の概況や上位関連計画におけるまちづくりの方向性、景観特性と景観の阻害要因などの把握結果を踏まえ、景観づくりの基本的な考え方となる「まもり(保全)、いかす(活用)」「つくる(創出)」「よいものにする(改善)」「そだてる(育成)」の4つの視点から、景観課題を整理します。

<景観づくりの基本的な考え方>

『まもり(保全)、いかす(活用)』

〇守るべき景観を適切に守るとともに、これらを活かし、その魅力をさらに高めること

『つくる(創出)』

○新しいみなかみ町の魅力が感じられるまちの景観を創り出すこと

『よいものにする(改善)』

○良好な景観を損ねている部分を取り除き、良いものとすること

『そだてる(育成)』

○住民共有の財産として、ともに育てていくこと

①「まもり(保全)、いかす(活用)」視点からみた景観課題

守るべき景観を適切に守るとともに、これらを活かし、その魅力をさらに高めるための景観形成 上の課題を次のように整理します。

○美しい山岳地の景観の保全

<町の概況>

- ・町の大部分が山岳地地形
- ・群馬・新潟県境の谷川連峰や平ヶ岳、至仏 山などの山々に囲まれたまち

<景観特性>

・谷川連峰など日本を代表する名峰に囲まれた雄大な自然が景観の骨格を形成

<景観課題>

- ・山岳地・山並みの自然公園法に基づく適正な保全
- ・国立公園普通地域などの相対的に緩やかな規制区域における制限強化の検討

〇森林・里山の保全・活用

<町の概況>

- ・町域の約90%を占める森林
- ・利根川の水源地域で、ほぼ手つかずの自然が残る

<上位関連計画による方向性>

・「ユネスコエコパーク」の認定とその理念 に基づく、豊かな自然と人が共生したま ちづくりの推進

<景観特性>

- ・山岳地に広がる森林が市街地の遠景を構成
- ・四季とともに彩りを変え訪れる人の目を 楽しませる重要な景観資源

<景観課題>

- ・山岳地や丘陵地形を構成する深い森林の保全及び維持管理
- ・里山の適切な維持管理と自然とふれあう場としての活用

〇水辺景観の保全・活用

<町の概況>

- ・山間地をぬって河川が流下
- ・河川沿いのわずかな平坦地などに形成される集落地や温泉街

<景観特性>

- ・河川によって形づくられた谷あいに、まとまりのある集落が分布
- ・河岸の緑や上流側で背景となる山並みと 一体となって、水と緑の豊かさを象徴す る景観資源

<景観課題>

- ・利根川、赤谷川、谷川などの河川の水質保全と一層の維持管理
- ・河川を活用したスポーツ・レクリエーション施設の適切な誘導
- ・ダム湖の景観資源としての活用

○田園集落景観の保全

<町の概況>

- ・新治地区などを中心に農地が広く分布
- ・農家数、経営耕地面積は減少傾向で推移

<景観特性>

- ・棚田や果樹園など地区毎に特徴的な農の風景を展開
- ・「ふるさと百選」にも選定された日本の原 風景を感じさせる景観資源

<景観課題>

- ・ふるさとを感じる田園集落景観を構成する農地や背景となる斜面緑地などの保全
- ・屋根に特徴のある古民家などの家屋で構成される集落景観の保全と維持管理
- ・棚田などの特徴的な風景の保全

〇旧宿場町の街並みの保全

<町の概況>

- ・三国街道の宿場町として発展
- ・須川宿、永井宿など、残された街並みを活かした観光地を形成

<景観特性>

・まちの歴史・文化を伝える重要な景観資源

く景観課題>

- ・旧宿場町の風情を感じさせる街並みの保全とこれらを損ねる建築物などの立地抑制に向け た景観誘導策の見直し検討
- ・家屋の再建など、必要に応じた往時の雰囲気を感じさせる街並みへの再生
- ・街並みの魅力を高めるソフト施策の促進

<町の概況>

- ・縄文時代中期の住居跡などが分布
- ・秀吉の天下統一のきっかけの舞台となった名胡桃城址
- ・102 にのぼる指定文化財が分布

<景観特性>

・地域の歴史・文化を伝え、シンボル、心の 拠り所となっている景観資源

<景観課題>

- ・名胡桃城址など、点在する歴史的建造物を活用した歴史・文化を感じさせる景観の形成
- ・地域のシンボル、心の拠り所となっている社寺の維持・保全
- ・相俣のさかさザクラなど、特徴的な古木・巨木、花木などの維持・保全

〇眺望景観の保全

<町の概況>

- ・北及び北西から南東方向に標高を下げる 地形
- 300mから 2,000m級の山岳にわたる標高差

<景観特性>

- ・標高の低い位置にある市街地や広がりの ある農地などから、谷川岳をはじめとす る山並みへの眺望に優れていることが大 きな特徴
- ・河川の開けた空間が、その遠景に周囲の山 並みを見ることができる優れた眺望点と して機能
- ・高い場所から低い場所を見下ろす、開放的 なパノラマ景観にも特徴

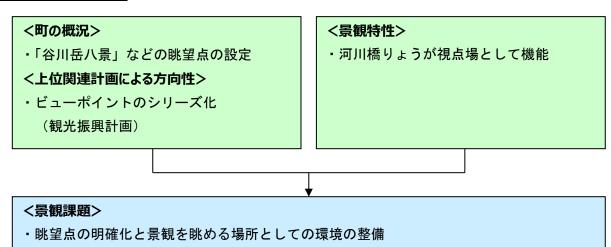
く景観課題>

- ・眺望点の明確化と眺望点から眺望対象への見通しの確保(介在して眺望を損ねる建築物・工作物などの適切な誘導)
- ・屋根の色彩などの誘導によるパノラマ景観の保全

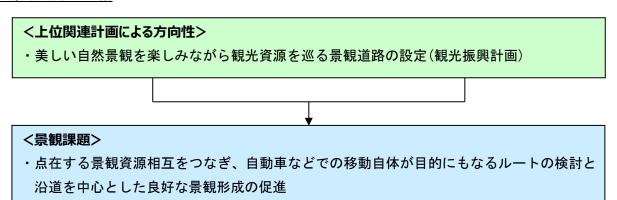
②「つくる(創出)」視点からみた景観課題

新しいみなかみ町の魅力が感じられるまちの景観を創り出すための景観形成上の課題を次のように整理します。

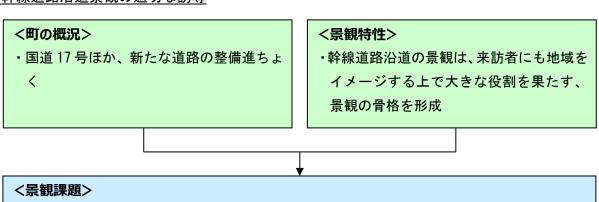
〇眺望点の環境整備



○景観道路の整備



○幹線道路沿道景観の適切な誘導



・街路樹の植栽や適切な維持管理など、道路空間自体の景観的配慮の推進

・道路沿道の開発に対する適切な土地利用・建築物立地の誘導

③「よいものにする(改善)」視点からみた景観課題

良好な景観を損ねている部分を取り除き、良いものとするための景観形成上の課題を次のよう に整理します。

○屋外広告物の適切な誘導

<町の概況>

- ・観光地として、来訪者向けに多くの設置が みられる屋外広告物
- ・規模が大きく、目立ちやすい色彩などの自 家用広告物の分布

<阻害要因>

・インターチェンジの周辺や主要な幹線道 路沿道などに設置される屋外広告物・自 家用広告物による景観の阻害

<景観課題>

- ・良好な景観が形成された区域などにおける屋外広告物の設置の抑制や大きさ・色彩などの 適正な誘導
- ・温泉街や旧宿場町などにおいて、その魅力を高める自家用広告物などの誘導

○周辺に調和しない土地利用、建築物及び構造物などの適切な誘導

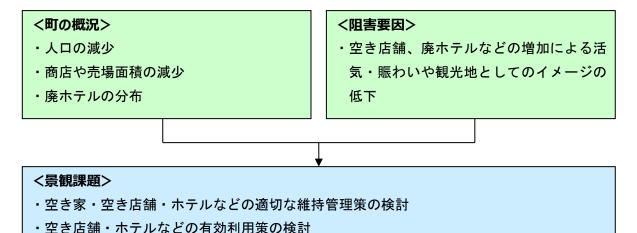
<阻害要因>

- ・携帯電話の基地局や太陽光パネルの増加などへの懸念
- ・工場などの大規模な建築物

<景観課題>

- ・周辺の良好な景観を損ねるおそれのある大規模な建築物などの修景と、景観的な配慮の促進 進
- ・携帯電話の基地局や太陽光パネルなど、周辺の景観に溶け込みにくい工作物などの修景と、 景観的な配慮の促進

○空き家、空き店舗・ホテルなどの有効活用や適切な維持管理



④「そだてる(育成)」視点からみた景観課題

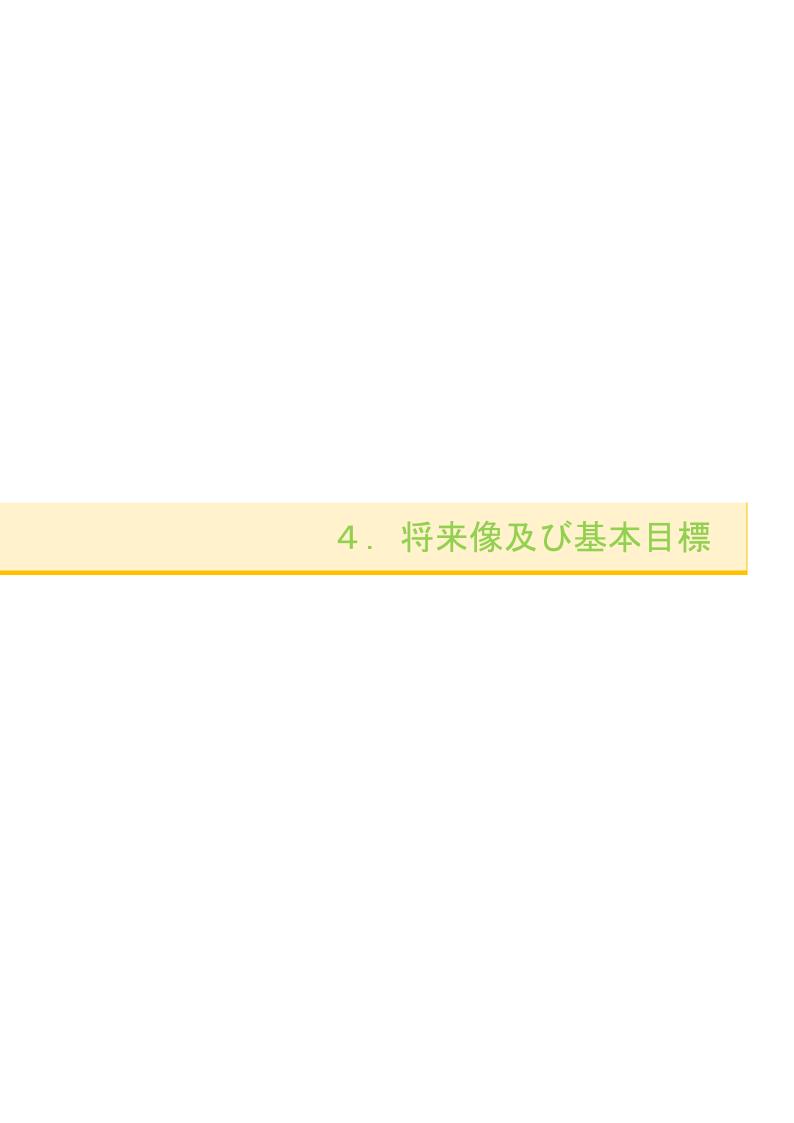
住民共有の財産として、ともに育てるための景観形成上の課題を次のように整理します。

○景観づくりに対する意識の高揚

・住民などが主体となった活発な景観づくり活動を促すための取り組みの検討

○住民の主体的な景観形成を促す仕組みづくり

- ・住民の主体的な景観づくり活動などへの支援策の検討
- ・協働による景観づくりに向けた、住民相互、住民と行政の話し合いの場・機会の確保



4. 将来像及び基本目標

(1) 将来像の設定

景観づくりを進めるにあたり、目標とする将来像は、「第2次みなかみ町総合計画」の将来像である「水と森林と人を育む 利根川源流のまち みなかみ」を踏襲することとします。

また、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を目的とした「ユネスコエコパーク」の理念や、「みなかみ町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられる「これまで受け継がれてきた豊かな自然環境と、それを拠り所としてきた私たちの生活・文化を、人と自然の共生を実現するモデルとして世界に発信する」という考え方に基づく取り組みを、景観づくりの側面から後押しするため、次の「景観づくりのテーマ」を設定するものとします。

①景観づくりのテーマ

<将来像>

水と森林と人を育む 利根川源流のまち みなかみ

<景観づくりのテーマ>

いにしえから受け継がれる雄大な自然と風情を活かし 人々に癒やしと安らぎをもたらす景観づくり



本町は、谷川岳を中心とした山並みと、その斜面に広がる深く濃い森林に抱かれ、大水上山を水源地とする利根川や赤谷川、谷川などの清流が軸となって形成された美しい自然に恵まれたまちです。

また、旧三国街道の宿場町として往時の面影を色濃く残す、永井宿や須川宿の街並みや、豊臣秀吉による全国統一の誘因となった名胡桃城址、養蚕繭の育成のための屋根形状が特徴的な古民家など、本町の生い立ちや成り立ちを今に伝える、多くの歴史的景観も残されています。

一方、本町は、昭和29年に東京一水上間に初めて電車が走り、昭和34年には三国トンネルの完成により国道17号が全線開通するなど、道路・交通網の整備が進み、さらに昭和57年には上越新幹線の開通と上毛高原駅の開設、昭和60年には関越自動車道が開通し、月夜野インターチェンジ及び水上インターチェンジが設置されるなど、高速交通網の整備が進みました。

これら交通利便性の向上は、高度経済成長期を通じた余暇需要の拡大なども背景に、谷川岳をは じめとする登山観光や湯原地区をはじめとした温泉観光、さらにはスキー場開発などもあり交流 人口が拡大するとともに、現在のまちの景観が形成されてきましたが、近年の余暇需要の多様化や 観光に関わる地域間競争の激化から、観光地の活力には伸び悩みがみられます。

こうした中、本町は、地域の自然環境の保護・保全を図りつつ、それら自然環境や天然資源を持続可能な形で利活用することで、地域の社会経済的な発展を図ることを目的に、人間社会と自然環境の共生を実践するモデル地域と位置づけられる「ユネスコエコパーク」に登録されました。

このことから、本町の景観づくりでは、これまで受け継がれてきた豊かな自然環境と、それを拠り所としてきた私たちの生活・文化が調和・共生する風景を世界に発信するため、かつて街道を歩いたいにしえの人々も見た、これら雄大な自然に加え、旧宿場町の街並みなどを守り・活かしながら、多くの人が訪れる場・住民の暮らしの場としての魅力ある景観を創り、育てていくことを目指し、『いにしえから受け継がれる雄大な自然と風情を活かし人々に癒やしと安らぎをもたらす景観づくり』をテーマに取り組みを進めます。





②景観づくりの理念

景観づくりのテーマに沿った取り組みを進めるための基本的な考え方として、次の理念を設 定します。

景観づくりのテーマ

いにしえから受け継がれる雄大な自然と風情を活かし 人々に癒やしと安らぎをもたらす景観づくり

今ある良いもの・特徴的なもの を守っていく視点

新しい価値や魅力を付け加え、 創り出していく視点

みなかみの魅力を守り・ 活かした景観づくり 持続可能なまちの 活力が表れた景観づくり

〇みなかみの魅力を守り・活かした景観づくり

人々の価値観の変化や科学技術の発達は、まちの発展や私たちの暮らしの向上に大きく寄与した半面、地域の位置的条件や地形条件、歴史・風土に関わりなく、同じような景観を全国に出現させました。

本町の景観づくりは、「全国どこにでもある景観」を追従するのではなく、「人と自然の共生を実現するモデル地域」としてのみなかみが有する固有の魅力を守り・さらに磨きをかける景観づくりを目指します。

このため、山並みへの眺望や豊かな森林、利根川の清流などの自然的景観のほか、三国街道の 宿場町としての歴史・文化を残す景観などの本町の財産を固有の魅力と捉え、それらを守り、活 かしてさらに魅力を高めていくことを理念とします。

○持続可能なまちの活力が表れた景観づくり

今ある景観は、先人が守り、育ててきたものであり、それには、先人たちのまちへの愛着や誇りが表れています。

これからの景観づくりは、単に良い景観を守り、活かすだけでなく、次代へさらに質を高め、 財産として引き継いでいくことが求められます。

このため、まちに対する愛着や誇りを醸成しつつ、にぎわいや活力が感じられるなど、本町のまちの持続的な発展や暮らしやすさなどが表れた景観へと、新たな価値や魅力を付け加え、創り出していくことを理念とします。

(2) 基本目標の設定

景観づくりのテーマと理念を踏まえつつ、今後何をまもり(保全)、いかし(活用)、つくり(創出)、よいものにし(改善)、そだてる(育成)ことが必要となるのか、基本目標として次の4つの方向を示します。

基本目標① 『まもり、 いかす』

雄大な自然と往時の面影を伝える歴史文化を伝える みなかみ固有の風景を継承する

谷川連峰や平ヶ岳、至仏山など日本を代表する山々に囲まれた雄大な自然、水と緑の豊かさを 象徴する利根川などの水辺、「ふるさと百選」にも選定された水田や集落などによって構成され る景観は、豊かな自然との共生を印象づけています。

また、旧三国街道の宿場町として整備された永井宿、須川宿などの街並みは、まちの歴史と文化を今に伝えており、本町固有の重要な景観資源といえます。

こうした自然と歴史文化を語る景観資源については、観光資源としての経済性のある資源と してだけでなく、先人が残し、築いてきた住民共有の固有の財産としての価値を理解し、人と自 然が共生するモデルとなるその風景を、次代へと引き継いでいきます。

基本目標② 『つくる』 暮らす人、訪れる人の心を癒やし・豊かにする 魅力的な街並みを創り出す

農業や養蚕業を中心とした農村から、三国街道の宿場町、高度経済成長期を通じた余暇需要に応える観光地としての発展を経て、自然と共生する暮らしの場、高速交通網の利便性を活かした働く場へと、時代とともにまちに期待される役割も多様化していますが、美しい風景に心が豊かに、宿場で疲れを癒やし、温泉で心身を温めるなど、どの時代を通じても、人の心を癒やし・豊かにする役割に共通項を見出すことができると考えます。

「水と森林と人を育む 利根川源流のまち みなかみ」とする将来像は、自然や歴史文化を引き継ぐだけでなく、「多くの人が訪れる、世界中から愛されるまち」「郷土愛にあふれたひとを育むまち」を目指すものであり、その実現には、将来を通じた持続的な発展が不可欠となっています。

このため、持続的な発展に向けた観光地のにぎわい、活力ある産業、住宅地の落ち着きなど、 それぞれの地域が持つ特性を考慮しつつも、暮らす人、訪れる人の心を癒やし・豊かにすること をまちの魅力と捉え、それらを感じさせる街並みを新たに創出していきます。 基本目標③ 『よいものにする』

多様な価値観を尊重しつつ、 周囲への心配りが感じられる街並みへと改善する

かつて養蚕業が栄えたことを背景に、屋根の形状に特徴のある古民家が残されているほか、周 囲の雄大な自然や、情緒あるもの、大規模なホテルや旅館が複数立地するものなど、様々な温泉 街も形成されています。

一方では、技術の進歩や生活様式、価値観の変化に伴い、景観を構成する要素としての建築物は形状や色彩、素材の多様化、高層化などが進んでいるほか、空き家や廃業したホテルもみられるなど、豊かな自然に特徴があり、「癒しの空間」が魅力の風景も大きく姿を変えようとしています。

自然を大切にする価値観や歴史文化を重んじる価値観、現代的なデザインを指向する価値観、 経済性を優先する価値観など、多様な価値観を尊重しつつも、周辺の風景や街並みとの調和に対 する「気配り」を持ち、これらを著しく損ねている要因を改善することによって、風景や街並み をより良いものへと誘導します。

基本目標④

誰もが協力し合って、

『そだてる』

まち共有の財産となる風景・街並みを育てる

私たちのまちに対する愛着や誇りは、まちへの愛着や誇りを持った先人達が残し、創っていた、 まち固有の風景によって醸成されているといえます。

このように、まちの風景は、今を生きる私たちだけのものではなく、次代の住民にも共通した 財産でもあると認識を新たにすることが求められています。

このため、私たちの暮らしに関わる行動の一つ一つが景観を守り、創ることにつながっていることを認識し、ひとり一人が主体的に景観づくりに取り組むとともに、住民、事業者、行政の各主体がそれぞれになすべきこと、できることに取り組みながら連携し、息の長い取り組みを進めることにより、まち共有の財産となる風景・街並みを育てていきます。



5. 景観計画の区域

(1)景観計画区域

みなかみ町の景観は、自然・都市・歴史文化の各景観資源が町全域に分布しており、それぞれの 地域における景観を形づくっています。また、眺望景観に優れていることに特徴があります。特に 眺望景観は、例えば、視点近傍の建築物、その背後に広がる農地、その背景となる遠景要素の山並 みなどの景観要素が、重層的に見えることで成り立つことに特徴があります。

また、みなかみ町の土地利用などの規制に関わる法令には、自然公園法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法など多岐にわたり、相互調整の中、土地利用などの規制や誘導が行われていますが、それぞれの区域は町の一部が対象となっています。

このため景観形成は、一定の区域に限定することなく、広く町全域にわたって分布している景観 資源の保全・活用、改善、創出、育成に、総合的かつ一体的に取り組むものとし、「町全域を景観 計画区域」とすることとします。



(2) 景観計画区域の区分の考え方

①ゾーン区分

町全域とした「景観計画区域」について、景観の特性や課題に対応した良好な景観形成を推進 する視点から、景観の同質性によりゾーンに区分します。

景観形成方針は、これらゾーン別に設定するとともに、行為制限に関する事項も同様にゾーン別の景観形成方針に沿って、行為制限の対象(届出対象行為)と景観形成基準を設定します。

なお、ゾーン区分は次に示すとおりです。(P.46参照)

ゾーン区分	概ねの位置範囲	
山岳森林ゾーン	・ユネスコエコパーク核心地域及び緩衝地域のうち国有林の地域	
田園居住ゾーン	・山岳森林ゾーン及び市街地ゾーンを除く区域	
市街地ゾーン	・都市計画法第8条の用途地域の区域	

②景観形成重点地区

景観計画区域のうち、景観形成上重要な区域を「景観形成重点地区」として設定します。

具体的には、これまでの取り組みなどから、既に一定の基準のもとで景観の誘導が進められている谷川区を、「谷川温泉景観形成重点地区」と位置づけるほか、地域の景観づくりに対する意欲の高い4つの区域を「候補地区」とし、今後、景観形成重点地区の指定などに向けた取り組みを促進するものとします。

なお、景観形成方針は地区毎に設定するとともに、行為制限に関する事項も同様に地区別の景 観形成方針に沿って、行為制限の対象(届出対象行為)と景観形成基準を設定します。

	景観形成重点地区	備考
谷川温	泉景観形成重点地区	
	①水上温泉景観形成重点地区	・まちなみ協定(水上駅周辺地区・湯原温泉地区)
候補	②たくみの里景観形成重点地区	
地区	③湯宿温泉景観形成重点地区	・まちなみ協定(湯宿温泉地区)
	④永井宿景観形成重点地区	

図 ゾーニング及び景観形成重点地区(概要図)

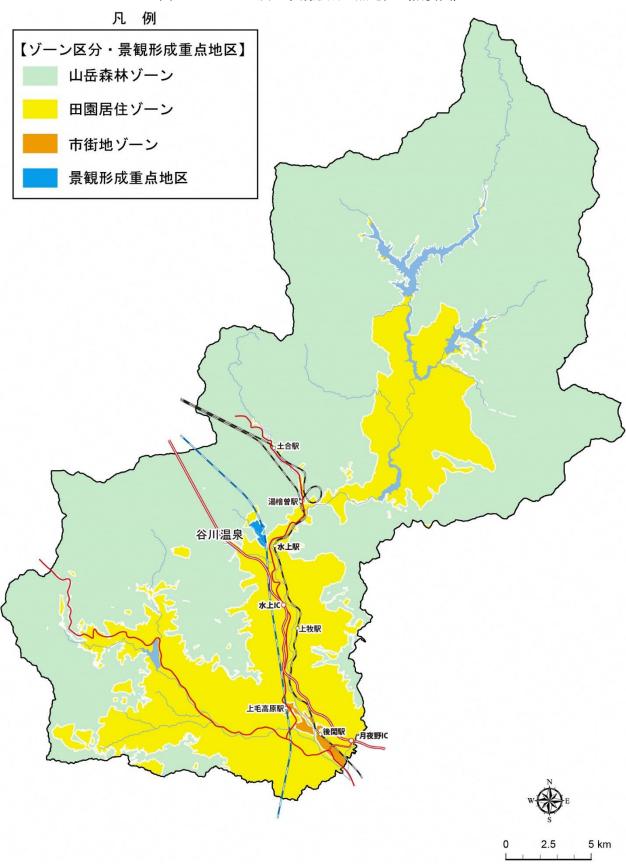
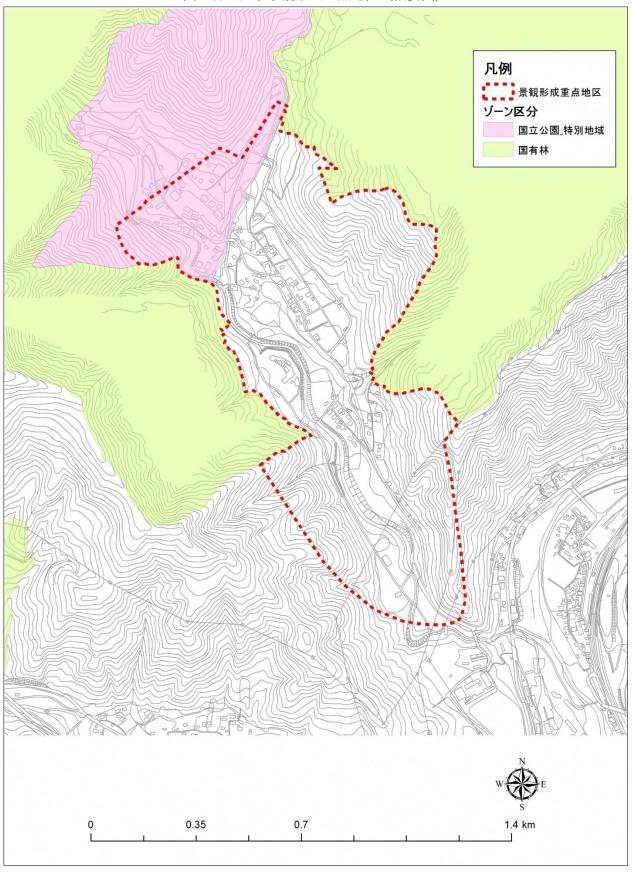
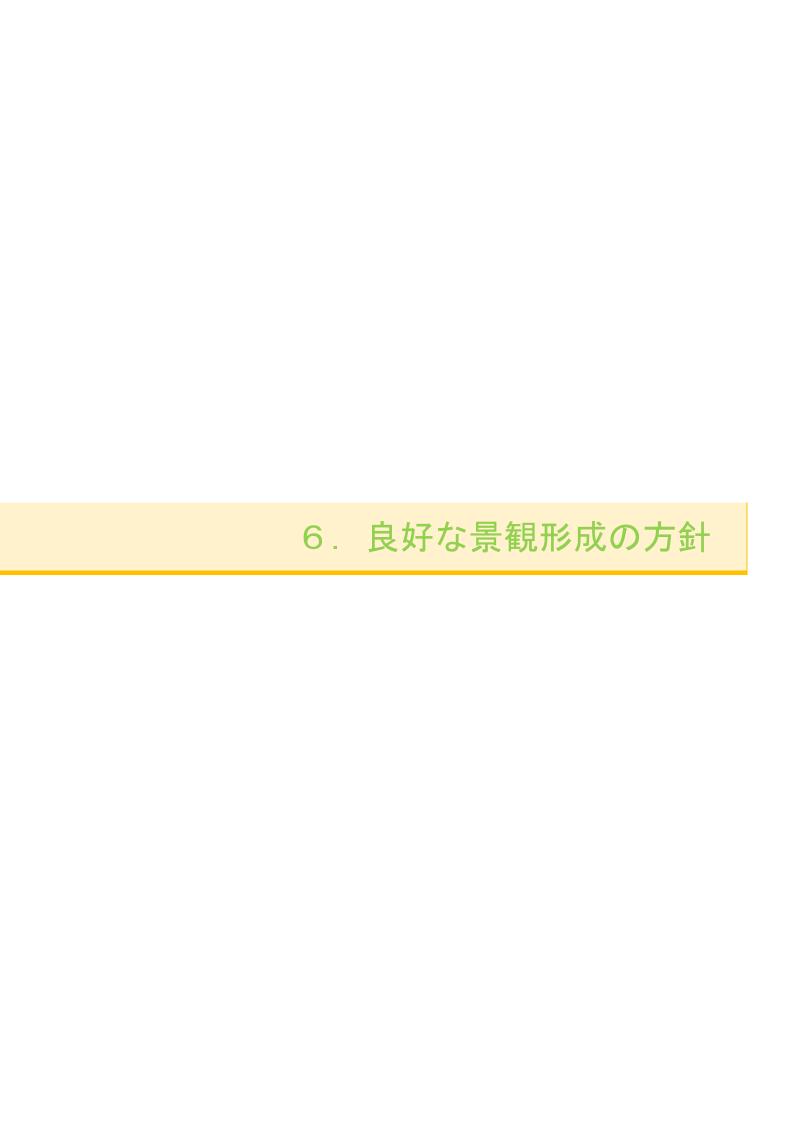


図 谷川温泉景観形成重点地区(概要図)



※谷川温泉景観形成重点地区は、地番名称が「大字谷川」に該当する区域のうち、国有林を除いた 地区となります。



6. 良好な景観形成の方針

(1) ゾーン別方針

①山岳森林ゾーン

○豊かな自然環境・自然的景観の保全

- ・自然の豊かさや景観の特徴である良好な眺望景観の対象として、自然公園法・自然環境保全法 などの適切な運用により、緑濃き森林が織り成す景観を保全します。
- ・自然地形の改変や森林の伐採など、周辺の緑を基調とした景観を損ねる行為を適切な方向に誘導します。
- ・市街地の背景にもなる自然豊かな森林で構成される景観は、計画的な森林施業と適切な維持管 理により、維持・保全します。

〇水辺景観の保全

・利根川や谷川などの河川の水辺の景観は、水源のまちのシンボルとして保全します。

○建築物などの適切な景観誘導

・建築物や構造物などの人工物の設置はできる限り最小限なものとし、設置する場合は周囲の自然的景観になじむ規模や色彩のほか、緑化などによる修景によって、周辺の自然に調和したものとなるよう誘導します。

○自然と調和した道路景観の形成

・本ゾーンに配置される道路及び沿道の景観は、森林や水辺など豊かな自然環境との調和に配慮 し、道路の附属施設や沿道の法面・擁壁などの修景を誘導します。

②田園居住ゾーン

〇農地を主体とした農村風景の保全

- ・農村風景の主体となる優良農地を中心とした農地の確保・保全と、遊休農地の有効活用の促進など、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保による良好な景観の再生により、農地を主体とした農村風景を保全します。
- ・傾斜地などの地形を活かした特徴的な農地や背景となる緑、水路や石組みの擁壁など、自然と 暮らしが共生した風景を保全します。
- ・構造物などは、周囲の自然的景観になじむ規模や色彩への配慮のほか、緑化などによる修景によって、周辺の自然に調和したものとなるよう誘導します。

○里山の景観の保全

・農地と集落、背景をなす斜面の緑を適切に維持し、自然と暮らしが共生した、里山の景観を保 全します。

○特徴的な建築様式を有する集落景観の保全

・屋根の形状に特徴のある古民家など、歴史ある集落風景を維持・保全します。

○情緒ある温泉街の再生

- ・温泉街は、建築物などの形態や意匠、素材や色彩の統一感など、地域性に配慮した建築物など を誘導することにより、温泉街としての情緒が感じられる、歩いてみたくなる魅力的な街並み へと再生します。
- ・屋外広告物や自家看板の掲出に際しては、大きさや色彩などを適切に誘導することで、温泉街としての情緒ある景観を保全します。また、デザインや素材などに個性や感性の感じられる工夫を施すなど、温泉街の情緒を演出する屋外広告物や自家看板を誘導します。

〇水辺景観の保全・活用

・利根川や谷川、赤谷川などの河川、洞元湖などの湖沼といった水辺の景観は、水源のまちのシンボルとして保全するとともに、周囲に開けた眺望を望む観光・レクリーションの空間として活用します。

○沿道景観と調和した道路景観の形成

・主要な道路の沿道に立地するショッピングセンターや工場・倉庫などについては、周辺の景観に対する圧迫感や威圧感を軽減するなど、周辺景観との調和に配慮した景観形成を誘導します。また、必要に応じて緑化を促進するなど、うるおいの感じられる景観を誘導します。

○沿道景観の適切な誘導

・道路及び沿道では、沿道の農地や森林などによる自然景観との調和に配慮し、沿道景観を構成 する道路の附属施設や沿道の建築物、屋外広告物、法面や擁壁など様々な景観要素を適切に誘 導します。

③市街地ゾーン

○地域の特性に応じた街並みの形成

- ・住宅地においては、派手な色彩の建築物の立地を抑制するなど、落ち着きややすらぎの感じられる暮らしの場にふさわしい街並みの景観を形成します。また、緑は街並みにうるおいや彩りを与える重要な要素と捉え、それらを活かした景観を形成します。
- ・商業地においては、街並みとしてのまとまりや連続性に配慮した建築物や屋外広告物の掲出などを誘導し、にぎわいが感じられる街並みを形成します。

▲● みなかみ町景観計画

・工業地における工場や倉庫などについては、周辺の景観に対する圧迫感や威圧感を軽減するな ど、周辺景観との調和に配慮した景観形成を誘導します。また、必要に応じて緑化を促進する など、うるおいの感じられる景観を誘導します。

○都市公園の景観形成

・都市公園は、オープンスペースとして市街地における景観の重要な構成要素であることから、 既存の地形や樹木などを活かしながら、周辺景観の魅力を高める景観を形成します。

○快適でうるおいのある道路景観の形成

・道路及び沿道では、景観を構成する道路の付属施設や沿道の建築物、屋外広告物などの適切な 誘導により、住宅地や商業地としての特性を踏まえた良好な道路景観を形成します。

(2) 景観形成重点地区景観形成方針

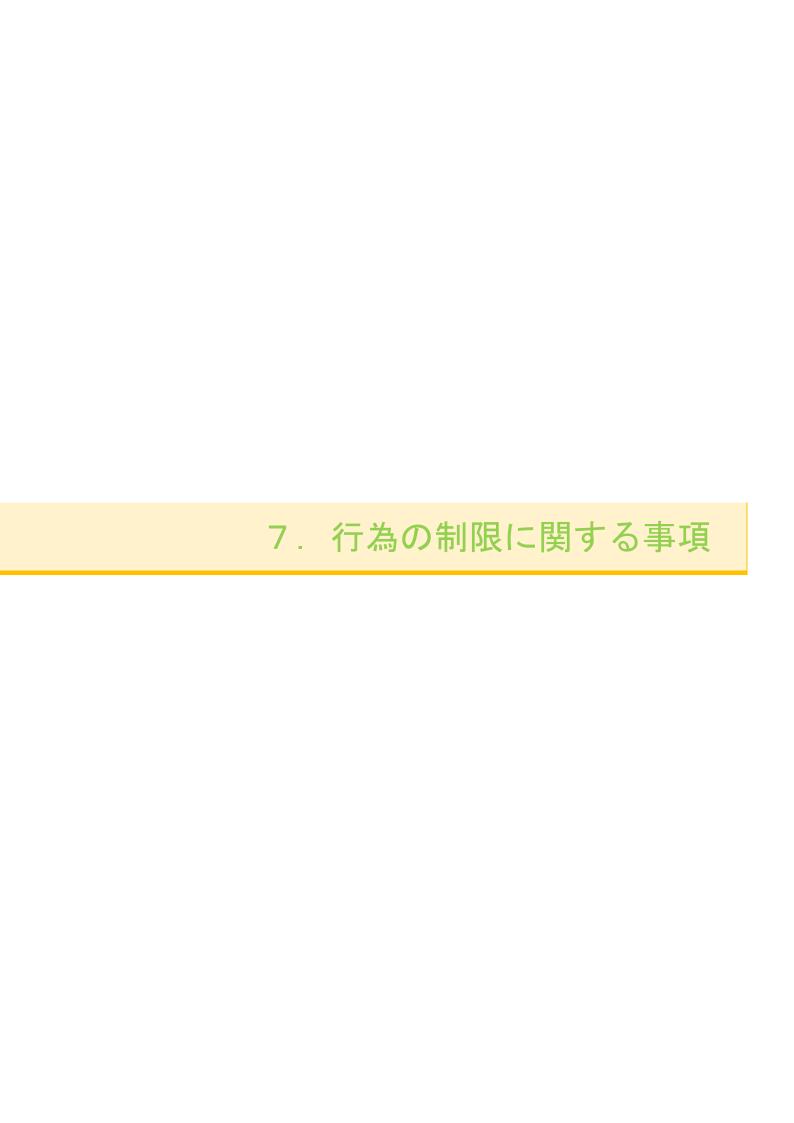
【谷川温泉景観形成重点地区】

○谷川岳への眺望の保全

・谷川岳への眺望を地域の重要な資源と捉え、その保全に向けて建築物などの高さや色彩などを 適切に誘導します。

○豊かな自然環境に調和した建築物などの誘導

・谷川温泉などの温泉街は、建築物などの形態や意匠、素材や色彩の統一感など、地域性に配慮 した建築物などを誘導することにより、温泉街としての情緒が感じられる、歩いてみたくなる 魅力的な街並みへと再生します。



7. 行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

良好な景観形成の方針に沿った景観形成を進めるため、景観法に基づき良好な景観に及ぼす影響の大きさやゾーンの特性を考慮し、ゾーン毎に、届出が必要となる行為(建築物の建築や工作物の建設などの行為)を「届出対象行為」として定めます。

なお、自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採や農業、林業又は漁業を営むために行う 行為、景観重要公共施設の整備として行う行為など、景観法第16条第7項に定めのある行為(P. 64 参照)は「届出対象行為」から除外されます。また、国立公園の特別地域及び特別保護地区におけ る行為(建築物の建築や工作物の建設などの行為)については、自然公園法に基づく行為許可によ り景観形成を進めることとし、「届出対象行為」から除外します。

①山岳森林ゾーンの届出対象行為

	行為	対象規	莫 等
建築物	新築、増築、改	建築面積10㎡を超えるもの	
	築若しくは移	ただし、	
	転、外観を変更	(1)改築又は増築に係る部分の床面積	が10㎡以下のもの
	することとな	(2)工事に必要な仮設の建築物の新築	、増築、改築若しくは移転、
	る修繕若しく	外観を変更することとなる修繕若り	しくは模様替又は色彩の変更
	は模様替又は	(3) 外観を変更することとなる修繕者	苦しくは模様替又は色彩の変
	色彩の変更	更で、行為に係る部分の面積が10)㎡以下のもの
		(4) 外観を変更することとなる修繕者	ましくは模様替又は色彩の変
		更で、行為に係る部分の面積が望り	見可能な面積の2分の1以下の
		もの	
		(5)改築で、外観の変更を伴わないも	Ø
		を除く。	
工作物	新設、増築、改	①さく、塀、擁壁の類	高さ2mを超えるもの
	築若しくは移	②電波塔、物見塔、装飾塔の類	高さ8mを超えるもの(建築
	転、外観を変更	③高架水槽、冷却塔の類	物と一体となって設置され
	することとな		る場合は、建築物の高さの
	る修繕若しく		合計高さとする。)
	は模様替又は	④煙突、排気塔の類	高さ6mを超えるもの(建築
	色彩の変更		物と一体となって設置され
			る場合は、建築物の高さの
			合計高さとする。)
		⑤鉄筋コンクリート造柱、金属製柱の類	高さ15mを超えるもの(建
		⑥電線路又は空中線系(その支持物	築物と一体となって設置さ
		を含む。)	れる場合は、建築物の高さ
			の合計高さとする。)

当該ゾーンにおいては、景観法及び表中の「ただし書き」による届出対象行為からの除外のほ か、上信越高原国立公園における、次の行為を届出対象から除外します。(ただし、自然公園法 の規定による許可申請または届出等の所定の手続きは必要となります。)

- ①特別保護地区内において、自然公園法の規定による許可を受けて行う行為(自然公園法第21条 第3項)及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為(自然公園法第21条第7項)
- ②特別保護地区内において、自然公園法の規定による許可の適用を受けない行為(自然公園法第 21条第8項各号)
- ③特別地域内において、自然公園法の規定による許可を受けて行う行為(自然公園法第20条第3 項)及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為(自然公園法第20条第7項)
- ④特別地域内において、自然公園法の規定による許可の適用を受けない行為(自然公園法第20条 第9項各号)
- ⑤普通地域内において、自然公園法の規定により届出を行った行為(自然公園法第33条第1項)
- ⑥自然公園法の規定による協議を行った国の機関が行う行為(自然公園法第68条第1項)
- ⑦自然公園法の規定による届出を行った国の機関が行う行為(自然公園法第68条第3項)

②田園居住ゾーンの届出対象行為

i	行為	対象規模	英 等
建築物	新築、増築、、 増築、 、増築、 、外観を と若を とる は模様を をとして を を とも を を と も も り も り も り も り も り も り も り も り も り	高さ12m又は建築面積500㎡を超えるただし、 (1) 改築又は増築に係る部分の床面積。 (2) 工事に必要な仮設の建築物の新築。外観を変更することとなる修繕者更 (3) 外観を変更することとなる修繕者更で、行為に係る部分の面積が10。 (4) 改築で、外観の変更を伴わないものを除く。	が10㎡以下のもの、増築、改築若しくは移転、 ・増築、改築若しくは移転、 ましくは模様替又は色彩の変 ましくは模様替又は色彩の変 ㎡以下のもの
工作物	新設、増築、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	①さく、塀、擁壁の類 ②電波塔、物見塔、装飾塔の類 ③高架水槽、冷却塔の類 ④煙突、排気塔の類 ⑤鉄筋コンケリート造柱、金属製柱の類 ⑥電線路又は空中線系(その支持物を含む。)	高さ2mかつ長さ50mを超えるもの 高さ15mを超えるもの(建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さの合計高さとする。)
		⑦観覧車等の遊戯施設の類 ⑧アスファルトプラント等の製造施設 ⑨自動車車庫の用に供する立体的施設 ⑩石油等の貯蔵・処理施設 ⑪汚水処理施設等の類 ⑫太陽光発電施設の類	高さ15m又は築造面積1,000㎡を超えるもの
		③彫像、記念碑の類 ただし、 (1)建築物と一体となって設置される。 ③の新設で、当該行為に係る高さ1模等の⑦~⑪にあっては、新設に付超えるものを除く。) (2)改築又は増築で、高さが改築又は記対象規模等の⑦~⑪にあってはる部分の築造面積が10㎡を超える(3)工事に必要な仮設の工作物の新設	もの 高さ15mを超えるもの 、上記対象規模等の①~⑥・ .5m以下のもの(上記対象規 系る部分の築造面積が10㎡を 増築前の高さ以下のもの(上 、改築又は増築に伴い増加す ものを除く。)
(5) 工事に必要な収設の工作物の制設、指案、収集者とくはや外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩更 (4) 改築で、外観の変更を伴わないものを除く。 土地の区画形質の変更 面積が1,000㎡を超えるもの又は規模が高さ1.5mを超える法擁壁を生ずるもの ただし、 (1) 農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更 (宅地の造成、土地の開墾、水面の埋め立て又は干拓を除を除く。		にしくは模様替又は色彩の変の が高さ1.5mを超える法面・ 区画形質の変更	

行 為	対象規模等	
屋外における物品の集積又は貯蔵	高さ3.0mを超えるもの ただし、 (1)見通すことができない場所での集積又は貯蔵 (2)集積又は貯蔵の期間が90日を超えないもの を除く。	
地形の外観の変更を伴う鉱 物の掘採又は土石等の採取	面積が1,000㎡又は法面・擁壁の高さ1.5mを超えるもの	
木竹の伐採	土地利用の転用に伴う伐採面積が500㎡を超えるもの	

当該ゾーンにおいては、景観法及び表中の「ただし書き」による届出対象行為からの除外のほ か、上信越高原国立公園における、次の行為を届出対象から除外します。(ただし、自然公園法 の規定による許可申請または届出等の所定の手続きは必要となります。)

- ①特別地域内において、自然公園法の規定による許可を受けて行う行為(自然公園法第20条第3 項)及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為(自然公園法第20条第7項)
- ②特別地域内において、自然公園法の規定による許可の適用を受けない行為(自然公園法第20条 第9項各号)
- ③普通地域内において、自然公園法の規定により届出を行った行為(自然公園法第33条第1項)
- ④自然公園法の規定による協議を行った国の機関が行う行為(自然公園法第68条第1項)
- ⑤自然公園法の規定による届出を行った国の機関が行う行為(自然公園法第68条第3項)

③市街地ゾーンの届出対象行為

行	為	対象規	模等
	新築、増築、改 築芸しくはをを 転、する修繕を をとしる は色彩の変更 は色彩の変更	高さ12m又は建築面積1,000㎡を超えただし、(1)改築又は増築に係る部分の床面積(工業地域にあっては、当該行1,000㎡以下のものとする。)(2)工事に必要な仮設の建築物の新築外観を変更することとなる修繕制度で、行為に係る部分の面積が10(4)改築で、外観の変更を伴わないもを除く。	が10㎡以下のもの 為に係る部分の建築面積が 、増築、改築若しくは移転、 しくは模様替又は色彩の変更 苦しくは模様替又は色彩の変 間が以下のもの
	新築転更なくは、は、し外る修模の変とし、は色の変とし、関係をとれて、の変をとれて、の変をとれて、、のでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	①さく、塀、ケックス は は る で で で で で で で で で で で で で で で で で	1.5m以下のもの(上記対象規係る部分の築造面積が10㎡を 増築前の高さ以下のもの(上、改築又は増築に伴い増加すものを除く。) 、増築、改築若しくは移転、
		(4) 改築で、外観の変更を伴わないも を除く。	O)

行為	対象規模等
土地の区画形質の変更	面積が1,000㎡を超えるもの又は規模が高さ5mかつ長さ10mを
	超える法面・擁壁を生ずるもの
	ただし、
	(1)農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更
	(宅地の造成、土地の開墾、水面の埋め立て又は干拓を除く。)
	を除く。
屋外における物品の集積	高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもの
又は貯蔵	ただし、
	(1)見通すことができない場所での集積又は貯蔵
	(2)集積又は貯蔵の期間が90日を超えないもの
	を除く。
地形の外観の変更を伴う	面積が1,000㎡又は法面・擁壁の高さ5mかつ長さ10mを超えるも
鉱物の掘採又は土石等の	o
採取	

④景観形成重点地区の届出対象行為

【谷川温泉景観形成重点地区】

E 11/1/11/1/1	(台川温永京観形队里点地区)			
	行為	対象規	模等	
建築物	新築、増築、改	建築面積10㎡を超えるもの		
	築若しくは移	ただし、		
	転、外観を変更	(1) 改築又は増築に係る部分の床面積が10㎡以下のもの		
	することとな	(2)工事に必要な仮設の建築物の新		
	る修繕若しく	外観を変更することとなる修繕		
	は模様替又は	(3) 外観を変更することとなる修繕		
	色彩の変更	で、行為に係る部分の面積が10m		
		(4) 外観を変更することとなる修繕		
		で、行為に係る部分の面積が望」 の	見可能な面積の2分の1以下のも	
		(5)改築で、外観の変更を伴わない:	もの	
		を除く。		
工作物	新設、増築、改	①さく、塀、擁壁の類	高さ2mを超えるもの	
	築若しくは移	②電波塔、物見塔、装飾塔の類	高さ8mを超えるもの(建築物	
	転、外観を変更	③高架水槽、冷却塔の類	と一体となって設置される場	
	することとな		合は、建築物の高さの合計高	
	る修繕若しく		さとする。)	
	は模様替又は	④煙突、排気塔の類	高さ6mを超えるもの(建築物	
	色彩の変更		と一体となって設置される場	
			合は、建築物の高さの合計高	
			さとする。)	
		⑤鉄筋コンクリート造柱、金属製柱の類	高さ15mを超えるもの(建築	
		⑥電線路又は空中線系(その支持	物と一体となって設置される	
		物を含む。)	場合は、建築物の高さの合計	
			高さとする。)	
		⑦観覧車等の遊戯施設の類		
		⑧アスファルトプラント等の製造施設		
		⑨自動車車庫の用に供する立体的施	設	
		⑩石油等の貯蔵・処理施設		
		⑪汚水処理施設等の類		
		⑫太陽光発電施設の類		
		③彫像、記念碑の類	高さ4mを超えるもの	
		ただし、		
		(1)建築物と一体となって設置され		
		③の新設で、当該行為に係る高さ		
		模等の⑦~⑪にあっては、新設	に係る部分の築造面積が10㎡を	
		超えるものを除く。)	114654 a - 1 1	
		(2)改築又は増築で、高さが改築又		
		記対象規模等の⑦~⑪にあって		
		る部分の築造面積が10㎡を超え		
		(3) 工事に必要な仮設の工作物の新		
		外観を変更することとなる修繕 (4)改築で、外観の変更を伴わない。		
		を除く。		

行 為	対象規模等
土地の区画形質の変更	面積が1,000㎡を超えるもの又は規模が高さ1.5mを超える法面・ 擁壁を生ずるもの ただし、 (1)農林漁業を営むために行う土地の区画形質の変更 (宅地の造成、土地の開墾、水面の埋め立て又は干拓を除く。) を除く。
屋外における物品の集積 又は貯蔵	高さ1.5mを超えるもの ただし、 (1)見通すことができない場所での集積又は貯蔵 (2)集積又は貯蔵の期間が90日を超えないもの を除く。
地形の外観の変更を伴う 鉱物の掘採又は土石等の 採取	面積が1,000㎡又は法面・擁壁の高さ1.5mを超えるもの
木竹の伐採	土地利用の転用に伴う伐採面積が300㎡を超えるもの

当該ゾーンにおいては、景観法及び表中の「ただし書き」による届出対象行為からの除外のほか、上信越高原国立公園における、次の行為を届出対象から除外します。(ただし、自然公園法の規定による許可申請または届出等の所定の手続きは必要となります。また、許可に際しては、P.78に示す建築物及び工作物の外観の色彩の制限が、基準として加わります。)

- ①特別地域内において、自然公園法の規定による許可を受けて行う行為(自然公園法第20条第3項)及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為(自然公園法第20条第7項)
- ②特別地域内において、自然公園法の規定による許可の適用を受けない行為(自然公園法第20条 第9項各号)
- ③普通地域内において、自然公園法の規定により届出を行った行為(自然公園法第33条第1項)
- ④自然公園法の規定による協議を行った国の機関が行う行為(自然公園法第68条第1項)
- ⑤自然公園法の規定による届出を行った国の機関が行う行為(自然公園法第68条第3項)

(2) 特定届出対象行為

「特定届出対象行為」とは、行為制限の対象(届出対象行為)とした行為のうち、「良好な景観の 形成のために必要がある」と認めるとき、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制 限に適合しない行為に対して、その制限に適合させるために必要な設計の変更などを命令するこ とができるものです。

したがって、特定届出対象行為に定められた場合は、変更命令を措置することが可能となり、景観形成基準に従った景観形成の担保性が高まりますが、特定届出対象行為に定められない行為制限の対象(届出対象行為)は、勧告までとなり、相対的に担保性は低下します。

みなかみ町においては、良好な景観形成を担保するため、ゾーン区分に応じ、次の行為を特定届 出対象行為とすることとします。

ゾーン	特定届出対象行為	
山岳森林ゾーン	当該ゾーンで届出対象となる行為のうち、建築物及び工作物の新築・	
	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若	
	しくは模様替又は色彩の変更	
田園居住ゾーン	特定届出対象行為は定めない。	
市街地ゾーン	特定届出対象行為は定めない。	
谷川温泉景観形成重点地区	当該地区で届出対象となる行為のうち、建築物及び工作物の新築・	
	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若	
	しくは模様替又は色彩の変更	

<届出を要しない行為(抜粋)>

景観法第16条第7項

通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

景観法施行令

(届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為) 第八条 法第十六条第七項第一号 の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- 二 仮設の工作物の建設等
- 三 次に掲げる木竹の伐採
 - イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ニ 仮植した木竹の伐採
 - ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 工作物(当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。)の建設等
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(国土交通省令で定める 高さのものを除く。)
 - (5) 特定照明
 - ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しない もの
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 高さが 1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設 等
 - (3) 用排水施設(幅員が2m以下の用排水路を除く。)又は幅員が2mを超える農道若 しくは林道の設置
 - (4) 土地の開墾
 - (5) 森林の皆伐
 - (6) 水面の埋立て又は干拓
- 二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 三 景観重要建造物について、許可を受けて行う行為
- 四 景観重要公共施設の整備として行う行為
- 五 景観重要公共施設について、許可を受けて行う行為
- 六 景観農業振興地域内の農用地区域内において許可を受けて行う開発行為
- 七 国立公園又は国定公園の区域内において、自然公園法の特例に基づく許可を受けて行う行為
- 八 景観地区内で行う建築物の建築等
- 九 景観地区工作物制限条例による制限が定められている景観地区内で行う工作物の建設等
- 十 地区整備計画等が定められた地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為
- 十一 その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

(3)景観形成基準

景観計画区域における景観形成基準は、ゾーン及び景観形成重点地区の別に以下に示すとおりとします。

なお、国立公園の特別地域及び特別保護地区については、自然公園法に基づく行為許可が必要となります。

また、田園居住ゾーン及び市街地ゾーンの景観形成基準のうち、色彩については、適合審査の事項として遵守することは要しないものの、良好な景観形成の視点から使用することが望ましい色彩を「推奨基準」として定めています。

①山岳森林ゾーン

行為	事項	基準	
建築物及び	位置	- 優れた景観を有する山岳等の近傍にあっては、これらの稜線を乱さ	
工作物の新		ないような位置とすること	
築・新設、増		・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に	
築、改築若し		配慮した位置とすること	
くは移転、外		・道路等に接する敷地境界線からはできる限り多く後退した位置と	
観を変更す		し、道路側に空地を確保すること	
ることとな		・周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること	
る修繕若し		・樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体	
くは模様替		的な整備等を行い、修景に生かせるように配置すること	
又は色彩の	規模	・周囲の街並み及び樹木等周辺の景観と調和した高さ及び規模とする	
変更		こと	
		・優れた景観を有する山岳等の近傍にあっては、これらの稜線を乱さ	
		ない高さとし、山並みへの眺望に配慮すること	
	形態	・周囲の建築物等、背景のスカイライン等の周辺景観との調和及び地	
		域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること	
	色彩	・外観の色彩の制限は、別に定める基準(P.76・77に記載の色彩基準)	
		とする。ただし、次のア〜イのいずれかに該当する場合は、この限	
		りでない。	
		ア. 建築物の屋根にあって、次のa~bの色彩	
		a. 和瓦や銅板などによるものの色彩	
		b. 地域の特徴的な色彩で町が認めるもの	
		イ. 建築物の外壁もしくは工作物の外観にあって、次の a ~ c の色	
		彩	
		a. 着色していない木材、土塀、ガラス、レンガなどの材料によ	
		って仕上げられる部分の色彩	
		b. 地域の特徴的な色彩で町が認めるもの	
		c. 外観のアクセント色として着色される部分の合計面積が、建	
		築物もしくは工作物の外観の面積の10分の 1 未満の場合	

行 為	事項	基準
建築物及び	意匠	・全体としてまとまりのある意匠とすること
工作物の新		・優れた景観を有する山岳等の近傍にあっては、周囲の山並みとの調
築・新設、増		和に配慮した意匠とすること
築、改築若し		・歴史的建造物等が多い地域にあっては、周囲の歴史的景観との調和
くは移転、外		に配慮した意匠とすること
観を変更す		・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させない等、建築物本体及び周
ることとな		辺景観との調和に配慮した意匠とするとともに、道路等から見えな
る修繕若し		い位置に設置すること
くは模様替		・屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、
又は色彩の		建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること
変更		・道路、河川、公園若しくは鉄道に面し、又は道路、河川、公園若し
		くは鉄道から見える壁面等は、公共性の高い部分として、その意匠
		に配慮すること
	素材	・地域の景観特性を特徴づける素材を使用すること
		・周辺景観との調和に配慮した素材を使用すること
	敷地の	・敷地内においては、植樹及び植栽の配置を考慮し、適宜低木や高木
	緑化	を植栽する等、十分な緑化を行うこと
		・必要に応じ建築物等の周囲を緑化し、圧迫感を軽減すること
		・敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣と
		すること
	その他	・太陽光発電施設の類は、次のとおりとする。
		ア.太陽電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明
		度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、
		グレー系又はダークブラウンの中から周囲と調和するものを選
		択すること
		イ.太陽電池モジュールは、低反射のものを使用するとともに、文
		字、絵、図等が目立たない又は描かれていないものを使用するこ
		٤
		ウ. フレームについては、素材は低反射のものを使用し、色彩は周
		囲への影響が無いよう、景観に配慮されたものを使用すること
		エ、パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色
		彩は、周囲への影響が無いよう、景観に調和したものとすること
		オー道路沿いや民家等に隣接して設置する場合は、通行者、通行車
		両、民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		行い、可能な限り目立たないようにすること

②田園居住ゾーン

行 為	事 項	基準
建築物及び	位置	・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に
工作物の新		配慮した位置とすること
築・新設、増		・周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること
築、改築若し		・樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体
くは移転、外		的な整備等を行い、修景に生かせるように配置すること
観を変更す	規模	・周囲の街並み及び樹木等周辺の景観と調和した高さ及び規模とする
ることとな		こと
る修繕若し		・周囲の山並みへの眺望に配慮した高さとすること
くは模様替	形態	・周囲の建築物等、背景のスカイライン等の周辺景観との調和及び地
又は色彩の		域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること
変更	色彩	・不快感を与える色彩又は品位なくきわだって派手な色彩とせず、落
		ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色調とする
		こと
		【推奨基準】
		・外観に使用することが望ましい色彩は、別に定める基準(P. 76・77に
		記載の色彩基準)のとおりとする。ただし、次のア〜イのいずれかに
		該当する場合は、この限りでない。
		ア. 建築物の屋根にあって、次のa~bの色彩
		a. 和瓦や銅板などによるものの色彩
		b. 地域の特徴的な色彩で町が認めるもの
		イ. 建築物の外壁もしくは工作物の外観にあって、次のa~cの色
		彩
		a. 着色していない木材、土塀、ガラス、レンガなどの材料によ
		って仕上げられる部分の色彩
		b. 地域の特徴的な色彩で町が認めるもの
		c. 外観のアクセント色として着色される部分の合計面積が、建
		築物もしくは工作物の外観の面積の10分の 1 未満の場合
	意匠	・全体としてまとまりのある意匠とすること
		・歴史的建造物等が多い地域にあっては、周囲の歴史的景観との調和
		に配慮した意匠とすること
		・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させない等、建築物本体及び周
		辺景観との調和に配慮した意匠とするとともに、道路等から見えな
		い位置に設置すること
		・屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、
		建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること

行 為	事 項	基準
屋外におけ	集積、	・道路等から見えにくいようにすること
る物品の集	貯蔵の	・道路等に接する敷地境界からは、遠隔地より集積又は貯蔵を始める
積又は貯蔵	方法	こと
		・物品を積み上げる場合には、高さをおさえ、周囲に圧迫感を与えな
		いようにすること
地形の外観	遮へい	・周辺の道路等からの遮へいに配慮した敷地周囲の緑化を行うこと
の変更を伴	事後の	・掘採又は採取後の法面・擁壁は、周辺景観との調和に配慮し、十分
う鉱物の掘	措置	な緑化を行うこと
採又は土石		
等の採取		
土地の区画	土地の	・大規模な法面及び擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、
形質の変更	形状	緩やかな勾配とし、十分な緑化を行うこと
		・擁壁は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化や遮へい樹林等に
		よる影響の軽減を行うこと
	緑化	・敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近
		接性を担保するとともに、積極的に活用すること
木竹の伐採		・造林、保育、間伐といった森林施業上の措置などを除いた、むやみ
		な木竹の伐採は、原則的に避けること
		・やむを得ず伐採する場合は、できる限り既存の景観を損ねない、必
		要最小限のものとすること

③市街地ゾーン

行 為	事 項	基準
建築物及び	位置	・歴史的建造物等の優れた景観資源に隣接する場合には、その保全に
工作物の新		配慮した位置とすること
築・新設、増		・市街地ゾーンにあっては、道路等に接する敷地境界線から後退した、
築、改築若し		周囲の街並みとの調和に配慮した位置とするとともに、隣接地と相
くは移転、外		互に協力して、まとまった空間を生み出すこと
観を変更す		・周辺との調和を考えたバランスのよい配置とすること
ることとな		・樹姿又は樹勢が優れた樹木、水辺等が敷地内にある場合には、一体
る修繕若し		的な整備等を行い、修景に生かせるように配置すること
くは模様替	規模	・周囲の街並み及び樹木等周辺の景観と調和した高さ及び規模とする
又は色彩の		こと
変更		・周囲に圧迫感を与えないよう空地を確保すること
		・高層の場合には、十分な空地を確保すること
	形態	・周囲の建築物等、背景のスカイライン等の周辺景観との調和及び地
		域の特性に配慮し、全体的に違和感のない形態とすること
	色彩	・不快感を与える色彩又は品位なくきわだって派手な色彩とせず、落
		ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮した色調とする
		こと
		【推奨基準】
		・外観に使用することが望ましい色彩は、別に定める基準(P. 76・77に
		記載の色彩基準)のとおりとする。ただし、次のア〜イのいずれかに
		該当する場合は、この限りでない。
		ア. 建築物の屋根にあって、次のa~bの色彩
		a. 和瓦や銅板などによるものの色彩
		b. 地域の特徴的な色彩で町が認めるもの
		イ. 建築物の外壁もしくは工作物の外観にあって、次のa~cの色
		彩
		a. 着色していない木材、土塀、ガラス、レンガなどの材料によ
		って仕上げられる部分の色彩
		b. 地域の特徴的な色彩で町が認めるもの
		c. 外観のアクセント色として着色される部分の合計面積が、建
		築物もしくは工作物の外観の面積の10分の 1 未満の場合

行 為	事 項	基準
建築物及び	意匠	・全体としてまとまりのある意匠とすること
工作物の新		・歴史的建造物等が多い地域にあっては、周囲の歴史的景観との調和
築・新設、増		に配慮した意匠とすること
築、改築若し		・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させない等、建築物本体及び周
くは移転、外		辺景観との調和に配慮した意匠とするとともに、道路等から見えな
観を変更す		い位置に設置すること
ることとな		・屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、
る修繕若し		建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること
くは模様替		・道路、河川、公園若しくは鉄道に面し、又は道路、河川、公園若し
又は色彩の		くは鉄道から見える壁面等は、公共性の高い部分として、その意匠
変更		に配慮すること
	素材	・地域の景観特性を特徴づける素材を使用すること
		・周辺景観との調和に配慮した素材を使用すること
	敷地の	・敷地内においては、植樹及び植栽の配置を考慮し、適宜低木や高木
	緑化	を植栽する等、十分な緑化を行うこと
		・必要に応じ建築物等の周囲を緑化し、圧迫感を軽減すること
		・敷地の境界を囲う場合には、周辺植生との調和に配慮した生け垣と
		すること
	その他	・太陽光発電施設の類は、次のとおりとする。
		ア. 太陽電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明
		度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、
		グレー系又はダークブラウンの中から周囲と調和するものを選
		択すること
		イ.太陽電池モジュールは、低反射のものを使用するとともに、文
		字、絵、図等が目立たない又は描かれていないものを使用するこ
		と ウ. フレームについては、素材は低反射のものを使用し、色彩は周
		囲への影響が無いよう、景観に配慮されたものを使用すること 「おいま」
		エ、パワーコンディショナー、分電盤、フェンス等の付属設備の色

		オ. 道路沿いや民家等に隣接して設置する場合は、通行者、通行車
		両、民家等から直接見えないように植栽やフェンス等で目隠しを
		行い、可能な限り目立たないようにすること

4景観形成重点地区

【谷川温泉景観形成重点地区】

行 為	事 項	基準
建築物及び	規模	・建築物の高さは、谷川岳眺望視野内においては、13m以下とし、そ
工作物の新		れ以外の場所は、20m以下とすること
築・新設、増	形態	・建築物の屋根は勾配のあるものとすること
築、改築若し	色彩	・外観の色彩の制限は、別に定める基準(P. 78に記載の色彩基準)とす
くは移転、外		る。
観を変更す	意匠	・全体としてまとまりのある意匠とすること
ることとな		・外壁又は屋上に設ける設備は、露出させない等、建築物本体及び周
る修繕若し		辺景観との調和に配慮した意匠とするとともに、道路等から見えな
くは模様替		い位置に設置すること
又は色彩の		・屋外階段、ベランダ等建築物本体と一体をなすものを設ける場合は、
変更		建築物本体との調和に配慮し、繁雑にならないようにすること
		・道路、河川、公園若しくは鉄道に面し、又は道路、河川、公園若し
		くは鉄道から見える壁面等は、公共性の高い部分として、その意匠
		に配慮すること
	素材	・地域の景観特性を特徴づける素材を使用すること
		・周辺景観との調和に配慮した素材を使用すること
	敷地の	・敷地内はできる限り緑化するものとし、既存樹木については、適正
	緑化	な維持管理を行うこと
		・コンクリート塀やブロック塀は、できる限り設けないようにし、敷
		地が道路に接する部分には、生け垣を設けること
	その他	・電柱及び電線等は濃茶系統の色とすること
		・既存電線については、早めに埋設化を図ると共に新規の敷設につい
		ては、地中埋設化方法にすること
		・太陽光発電施設の類は、次のとおりとする。
		ア. 太陽電池モジュールの色彩は、周囲と調和した色彩とし、低明
		度かつ低彩度で目立たないものとするとともに、原則として、黒、
		グレー系又はダークブラウンの中から周囲と調和するものを選
		択すること
		イ、太陽電池モジュールは、低反射のものを使用するとともに、文
		字、絵、図等が目立たない又は描かれていないものを使用すること と
		ウ.フレームについては素材は低反射のものを使用し色彩は周囲へ ウ.フレームについては素材は低反射のものを使用し色彩は周囲へ
		の影響が無いよう、景観に配慮されたものを使用すること

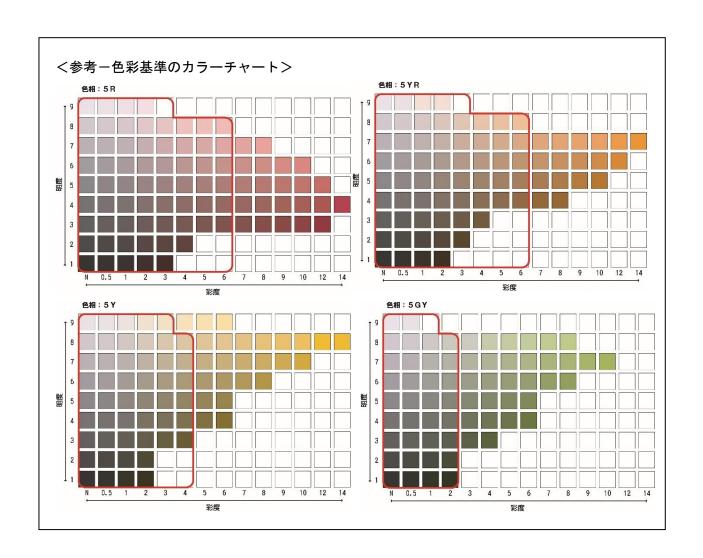
(4) 色彩基準

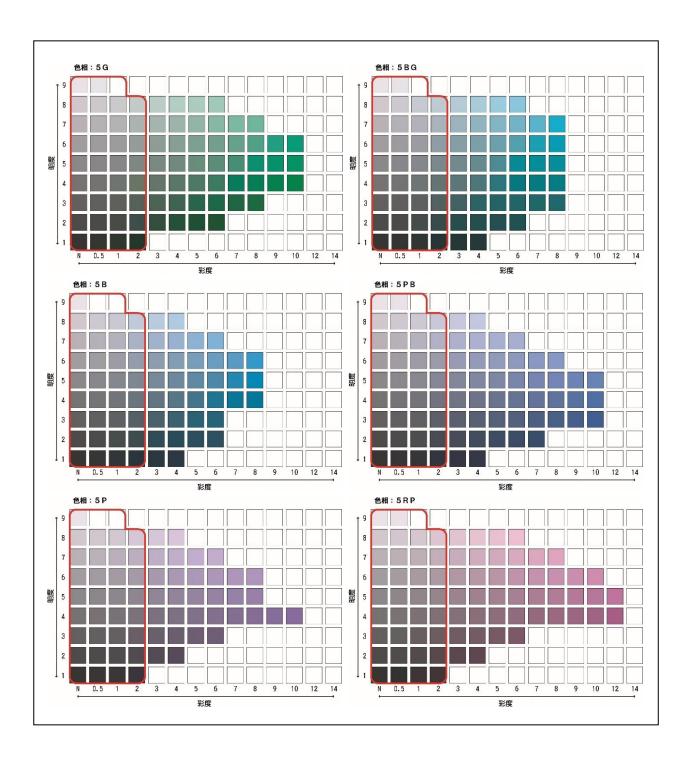
①山岳森林ゾーン、田園居住ゾーン及び市街地ゾーン

山岳森林ゾーンにおける色彩基準、田園居住ゾーン及び市街地ゾーンにおける色彩に関わる 推奨基準は、ゾーン共通で次のとおりとします。

表 色彩基準(山岳森林ゾーン、田園居住ゾーン及び市街地ゾーン(推奨基準))

色相	明度	彩度
R(赤)・YR(黄赤)	制限なし	3以下
(小) · (八)	8以下	6以下
Y(黄)	制限なし	3以下
(典)	8以下	4以下
トラリめの名物	制限なし	1以下
上記以外の色相	8 以下	2以下





②谷川温泉景観形成重点地区

谷川温泉景観形成重点地区における色彩基準は、次のとおりです。

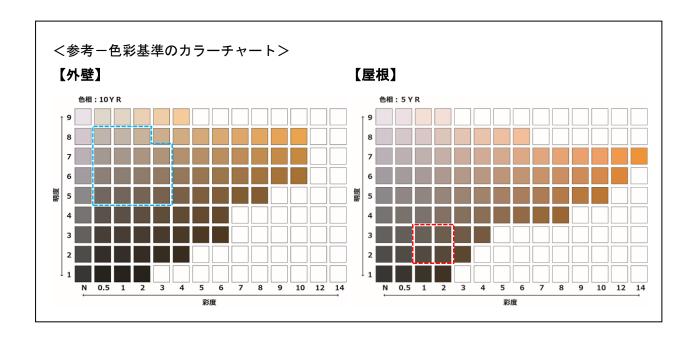
表 色彩基準(谷川温泉景観形成重点地区)

【外壁】

色相	明度	彩度
YR(黄赤)	5 超 8 以下 0.5 超 2 以下	
IN(奥外)	5超7以下	0.5超3以下

【屋根】

色相	明度	彩度
YR(黄赤)	2超3以下	1超2以下



8. 景観重要建造物及び景観重要樹木 の指定の方針

8. 景観重要建造物及び

景観重要樹木の指定の方針

本町の特徴的な景観を構成している建造物や樹木、地域のシンボル・ランドマークとなって住民から親しまれている建造物や樹木にあって、本町の魅力ある景観形成を進める上で重要な役割を担うものについて、「景観重要建造物」「景観重要樹木」に指定し、将来にわたり景観を構成する要素として維持・保全していくことが考えられます。

「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定に向けた方針は、以下のとおりとします。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

本町の歴史文化や風土などが感じられる外観の優れた建造物で、次の示す事項に該当する景観 形成上重要な建造物を景観重要建造物として指定することができるものとします。

【指定の方針】

○次の要件のいずれかに該当する建造物

- ・本町発展の歴史・文化を表し、往時の雰囲気をとどめる建造物
- ・町または地域のシンボルやランドマークとなって、多くの住民に親しまれている建造物
- ・気候風土に根ざした特徴的な形態意匠を有する建造物
- 専門家が推奨する建造物

(2) 景観重要樹木の指定の方針

樹高があり樹幹が太く、枝ぶりが良好なものなど、地域の象徴となっている優れた樹木で、次の示す事項に該当する景観形成上重要な樹木を景観重要樹木として指定することができるものとします。

【指定の方針】

○次の要件のいずれかに該当する樹木

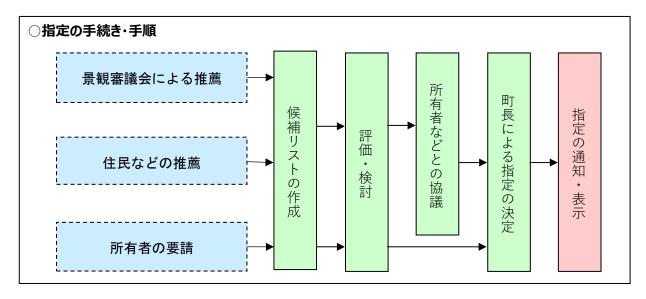
- ・町または地域のシンボルやランドマークとなって、多くの住民に親しまれている樹木
- ・外観(樹高や樹形など)に特徴があり、良好な景観形成に寄与する樹木
- ・ 気候風土に根ざした特徴的な外観を有する樹木
- ・地域に古くから立っている樹木で、放置すればその維持や保全が困難なものとなる樹木
- 専門家が推奨する樹木

(3) 指定に係る手続き

指定の方針に則し、町(景観審議会)が「景観重要建造物・景観重要樹木候補リスト」を作成し、 これに記載された建造物・樹木を対象に、町長が指定します。

また、所有者からの要請、その他住民などからの推薦を受けて、指定することもできるものとします。

指定に係る手続き・手順は次のとおりです。



<参考 - 景観重要建造物・景観重要樹木とは>

■景観重要建造物

- ・景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即し、良好な景観の形成に重要な建造物を景観重要建造物として町長が指定するもの(法第19条第1項)
- ・ただし、文化財保護法の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物は指定できない。(法第19条第3項)
- ・景観重要建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは 模様替又は色彩の変更には、町長の許可が必要となる。(法第22条第1項)
- ・景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理する 義務が生じる。(法第25条第1項)

■景観重要樹木

- ・景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に即し、良好な景観の形成に重要な樹木を 景観重要樹木として町長が指定するもの(法第28条第1項)
- ・ただし、文化財保護法の規定により特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として 指定され、又は仮指定された樹木は指定できない。(法第28条第3項)
- ・景観重要樹木の伐採又は移植には、町長の許可が必要となる。(法第31条第1項)
- ・景観重要樹木の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理する義 務が生じる。(法第33条第1項)

9. その他の事項

9. その他の事項

(1)屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に

関する行為の制限

①屋外広告物の表示・掲出に関する基本事項

屋外広告物は景観を構成する要素の一つですが、その有り様が景観の魅力を高めたり、または損ねることもあるなど、景観形成に少なからず影響を与えます。

このため、景観形成の方針に基づき、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定め、群馬県屋外広告物条例の適切な運用を促進するものとします。

また、今後は必要に応じて、町の景観形成に関する方針に基づき、町独自の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を行うことも検討します。

②屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為

の制限に関する事項

<景観計画区域(景観形成重点地区を除く町全域)>

- 〇景観形成の方針に示す景観形成を進めるため、群馬県屋外広告物条例に準拠し、屋外広告 物の位置、形状、高さ、表示面の大きさなどを適切に誘導します。
- 〇良好な景観の形成を図るため、特に必要と思われる地域については、禁止地域または許可 地域として知事が指定する区域の指定による強化を検討します。

<景観形成重点地区>

- ○温泉街においては、群馬県との協議・調整のもとで、景観保全型広告物整備地区の指定を検討し、温泉情緒を演出する位置、形状、高さ、表示面の大きさ、材料、意匠、表示の方法、 色彩などの必要な事項を定め、屋外広告物を適切に誘導します。
- 〇その他の景観形成重点地区においては、知事が指定する区域としての禁止地域の指定による強化を検討するほか、区域の景観的な魅力を高める要素として捉え、必要に応じて位置、 形状、高さ、表示面の大きさ、材料、意匠、表示の方法、色彩などの必要な事項を定め、屋 外広告物を適切に誘導します。

(2) 景観重要公共施設の整備に関する事項

①景観重要公共施設の指定の考え方

景観形成を進める上で、道路などの公共施設が地域の景観形成に影響を与えることから、その整備にあたっては、景観的な配慮を行うことが重要となります。

このため、町の特徴を活かした良好な景観形成を公共施設整備の面からも進めていくため、一部の公共施設を「景観重要公共施設」に指定し、景観的な配慮のもと整備・維持管理・更新を進めることとします。

なお、景観重要公共施設は、次の考え方により指定するものとします。

<指定の方針>

- ①都市の骨格や軸などとなる「道路」を景観重要公共施設に指定します。
- ②山岳地の雄大な自然景観の保護・育成を目的に、国立公園における「公園事業に係る施設」を景観重要公共施設に指定します。

②景観重要公共施設の指定

景観重要公共施設を次のとおり指定します。

[※]上記の景観重要公共施設の整備に関わる行為は、景観法第 16 条第 7 項第 4 号の行為として届出 対象行為から除外します。

③景観重要公共施設の整備に関する方針

景観重要公共施設の整備に際しては、景観形成上の重要性を踏まえ、次の方針によるものとします。

区分		整備に関する事項			
		【一般国道】			
		○交通安全施設のうち、防護柵の色彩はグレーベージュ(薄灰茶			
		色・10YR 6.0/1.0程度) のものを基調色とする。			
		【県道・町道】			
		○歩行者の安全性や快適性に配慮しつつ、周囲の緑や街並み等と			
		の調和を重視した構造、仕上げとする。			
		○舗装面は、沿道の特性を踏まえ、必要な場合はその特性に見合			
		った形態意匠や素材とする。			
		〇信号機などの交通安全施設や標識などは、統一感のある形態意			
		匠や色彩とする。また、安全上差し支えのない範囲で、特に周			
景観重要	道路	囲の山並みへの眺望景観を損なわない配置に努める。 〇交通安全施設のうち、防護柵の色彩は次のものを基調色とす る。			
公共施設					
(法8条第2項					
第4号口)		谷川温泉景観形成重 ダークブラウン (こげ茶色)			
		点地区 10YR 2.0/1.0 程度			
		山岳森林ゾーンダークブラウン(こげ茶色)			
		田園居住ゾーン 10YR 2.0/1.0 程度			
		市街地ゾーン 又は			
		グレーベージュ(薄灰茶色)			
		10YR 6.0/1.0 程度			
		〇沿道に残る自然環境や歴史的建造物の保全に努める。			
	公園事業	〇自然公園法第 10 条第1項又は第2項により執行されている公			
		園事業施設は、「上信越高原国立公園 谷川・苗場地域管理計			
	施設	画」の内容に即すること。			

(3) 自然公園法の規定に基づく許可の基準で良好な景観の形成

に必要なもの

「谷川温泉景観形成重点地区」内において、景観法第8条第2項第4号(ホ)に掲げる自然公園 法第20条第3項(同条第3項第1号及び第15号に掲げる行為に限る)の基準であって、良好な景 観の形成に必要な事項は、以下の基準のとおりとします。

【谷川温泉景観形成重点地区内の国立公園特別地域】

行 為	事 項	基準			
建築物及び工作物の新築・新設、 増築、改築若しくは移転、外観 を変更することとなる修繕若し くは模様替又は色彩の変更	色彩	・外観の色彩(【外壁】 色相 YR(黄赤)	の制限は、次のと 明度 5超8以下 5超7以下	************************************	
		【屋根】 色相 YR(黄赤)	明度 2超3以下	彩度 1超2以下	

※上記の行為は、景観法第 16 条第 7 項第 7 号の行為として届出対象行為から除外します。(ただし、自然公園法の規定に基づく許可は必要となります。)

10. 計画の進め方

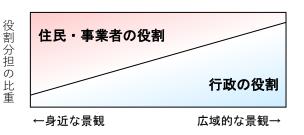
10. 計画の進め方

(1) 基本的な考え方

景観づくりのテーマに沿った取り組みを進める上では、住民や事業者、行政が主体的にその責務を果たしつつ、相互に連携し合っていくことが重要となることから、「身近な景観は住民・事業者が主体に」「町全体の景観形成や地域間の調整は町が主体に」といった、住民・事業者と行政それぞれの役割分担と連携のもとで、「誰もが協力し合う景観形成」を基本とします。

こうした、役割分担と連携による景観づくりを進めるため、住民・事業者、行政が協力し合うための基盤となる「推進体制づくり」、行政による「住民などの主体的な景観づくりへの支援」、町全体として総合的で統一的な景観づくりを進めるための基本認識となる「ルールづくり」の3つの柱と、推進方策を位置づけます。

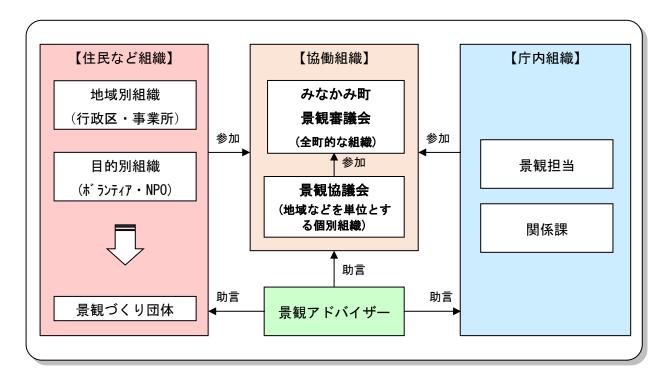




(2) 景観形成の推進方策

①「推進体制づくり」に向けた方策

住民や事業者、行政が相互に連携しつつ、計画を推進するため、次のような体制の構築に向けた 検討を進めます。



【住民・事業者が主体となった組織体制の確立】

<地域別の既存組織の活用>

個人による日常的な清掃活動などを基本としながら、行政区や商店街・温泉街など既存の地域別組織は、道路の緑化、花壇の設置・維持管理など、公共空間も含めた景観の魅力を高める活動の継続的な実施を促します。

また、事業を営む地域への社会貢献の側面から、事業者に対し、事業所単位での景観形成への参加を促進します。

■地域別の組織の具体例

- ・行政区や商店街、温泉街などを単位とした組織
- ・事業者・事業所を単位とした組織

<目的別組織の育成>

景観に対する興味や関心などに応じ、農地や山林、里山、道路や河川などの公共空間の維持管理など、目的別の組織として、ボランティアを育成するとともに、これらのリーダーとなる担い手の育成を進めます。

また、環境やまちづくりなどに関わる既存のボランティア組織との連携を強化します。

さらに、建築士や土木・建築施工の事業者など、景観形成に関わる専門家によるNPOなどの 設立を促進するとともに、既存組織との連携も強化します。

■ボランティア・NPO等の具体例

- ・農地や山林、里山などの保全を目的としたボランティア
- ・景観形成・まちづくりに関わるNPO
- ・建築士、土木・建築施工の事業者などによる景観形成を支援するボランティア・NPO

<景観づくり団体の認定及び支援>

住民などの発意による地域独自のルール(景観形成基準の強化や景観協定など)を定め、景観計画提案を行うことのできる組織として、住民などによる「景観づくり団体」の設立を促すとともに、その活動を支援します。

【庁内組織体制の強化】

<景観担当の設置>

景観に関わる関係課との連絡調整の強化、届出・審査の事務処理、住民及び事業者に対する行政窓口としての役割を担うため、景観行政を総合的に担当する組織を設置します。

■景観担当の役割例

- ・庁内関係各課との連絡調整
- ・住民及び事業者に対する協議・相談等の行政窓口
- ・景観法に基づく届出・審査などの事務処理
- ・みなかみ町景観審議会及び景観協議会の事務局機能

【協働組織体制の確立】

<みなかみ町景観審議会の機能強化>

行政担当者や地域別の組織、目的別の組織などの組織代表者などで構成し、総合的な景観施策に関わる重要事項を審議する役割を担うとともに、住民・事業者・行政による連絡調整・情報交換を通じた効果的な連携を確保するための協働組織として設置します。

■みなかみ町景観審議会の役割例

- 景観計画の改定案の検討
- 景観形成基準への適合審査
- ・景観重要建造物・樹木の指定
- ・住民・事業者・行政による連絡調整・情報交換

<景観協議会の設置>

景観計画区域の中で、景観の将来像の実現に向けて重要な区域や効果的な区域、他地域への波及が期待できるモデルとなる区域などを対象に、景観地区の指定など、地域の特性に応じた個別の規制誘導策などを検討するため、国・県などの行政機関や電気通信事業者などの参画を求めることができる、景観法第15条に定める「景観協議会」を必要に応じて設置します。

<景観アドバイザーの任命・設置>

景観形成基準への適合の審査や景観重要建造物・樹木の指定の手続など、景観施策に関わる重要事項に対する専門的助言を行う役割を担う、景観や建築、環境などの有識者を「景観アドバイザー」として任命・設置することを検討します。

②「住民などの主体的な景観づくりへの支援」に向けた方策

住民などの主体的な景観づくりの支援策としては、次のような取り組みが考えられます。 今後、必要に応じ、適宜検討を進めるものとします。

【意識を高めるためのプログラムの実施】

<景観計画の周知>

〇景観形成の将来方向などを景観づくりの主体相互で共有するための景観計画の周知方法の検 討

■周知方法の具体例

- ・ホームページや広報紙などでの公開
- ・パンフレットや「景観形成の手引き(ガイドライン)」の作成・配布
- ・建築物等の設計・施工事業者向けのパンフレットの配布、説明会の実施

<景観づくりに関わる情報の提供>

〇景観形成上の課題を共有するとともに、規制・誘導に関わる制度の適用の必要性・効果への理解を促すための適切な情報提供の検討

■提供を検討する情報例

- ・景観形成基準の見直し案や景観地区、景観協定などの計画案
- ・景観づくり団体の活動内容・状況
- 景観形成活動に関わる助成などの支援制度
- ・景観形成に関わる講演会・勉強会などの開催案内
- 景観重要建造物や景観重要樹木の指定に関わる手続き、方法

<良好な景観の選定及び指定>

〇住民共有の財産としての認識を高め、景観への関心を醸成する、保全・継承すべき景観を選定・ 指定に向けた検討

■検討する制度などの内容例

- ・「みなかみ町景観百選」の選定
- ・景観重要建造物及び景観重要樹木の指定

【景観づくり団体等に対する技術的な支援】

○景観アドバイザーの派遣による、景観づくり団体が作成する景観計画提案や地域別及び目的 別の組織が行う景観形成活動などへの技術的支援の検討

■導入を検討する制度の内容例

- ・景観アドバイザーに関わる情報提供
- ・住民などの自主的な活動に対する景観アドバイザーの仲介

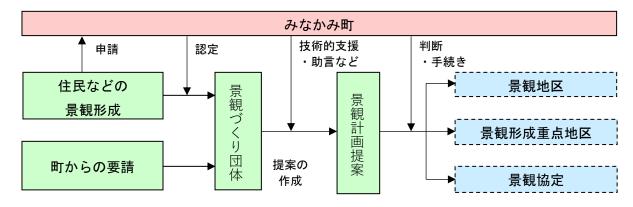
【景観計画提案作成支援制度の創設】

〇景観法第11条定められる景観計画提案制度の有効活用を促進するための支援制度の検討

■導入を検討する制度の内容例

- ・「景観づくり団体」の認定
- 景観アドバイザーの派遣

図 景観計画提案作成支援制度のスキーム



③「ルールづくり」に向けた方策

住民のなどの主体的なルールづくりに向け、次のような仕組みの構築を進めます。

【景観条例の制定】

景観の将来像の実現に向けた全町の統一的、総合的なルールを設定するため、景観法に基づく 規定(委任規定)とともに、景観法にはない規定で、町固有の問題点や課題に対応するため、必要 な規定(独自規定)を追加することにより、町の景観を適切に誘導することのできる景観条例へ と改正します。

なお、主な独自規定の内容は、次のとおりです。

<事前協議制度の導入>

景観計画に定める景観形成基準に基づく建築などの行為を誘導することとなりますが、良好な 景観に対する価値観は多様であり、良好な景観形成を進めるためには、基準による定型的な審査 だけでなく、住民・事業者・行政の協働による創意工夫が不可欠といえます。

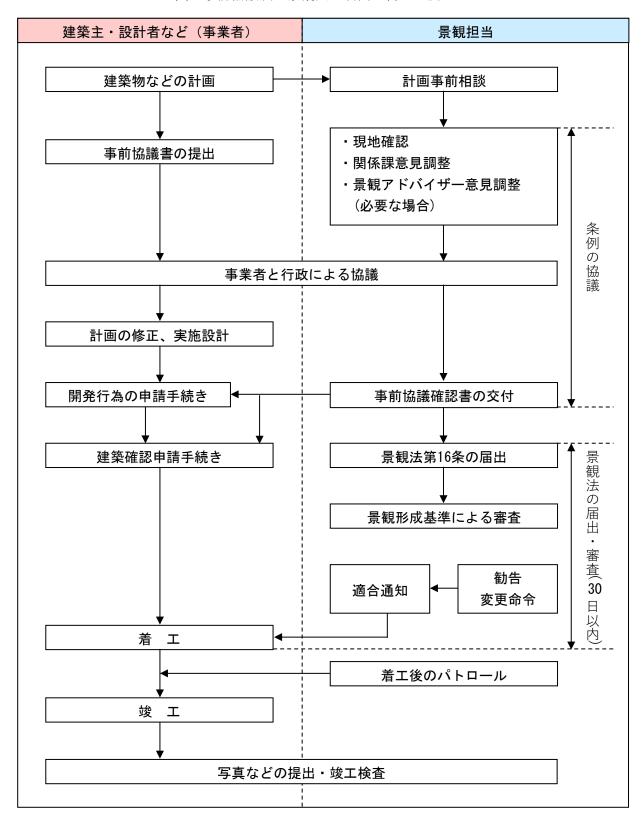
このため、景観法に基づく届出の前に協議の場を設ける事前協議制度を、景観条例に定めるものとします。

なお、事前協議制度の導入を前提とした、届出、審査、適合通知、着工に至る手続き、手順を 次のように想定します。

<その他の独自規定>

その他の「景観アドバイザーなどの体制」「景観計画提案作成支援制度」「助成制度」などについては、「①推進体制づくりに向けた方策」「②住民などの主体的な景観づくりへの支援に向けた方策」で例示した取り組みを条例に規定することによって担保することを想定します。

図 事前協議及び景観法の届出・審査の流れ



【地域独自のルールづくり】

<景観形成重点地区の指定>

地域の特性を活かした良好な景観形成を進めるため、各ゾーン一律の方針及び基準を踏まえつつも、独自の方針及び基準によって景観づくりの誘導を可能とする景観形成重点地区の指定 を促進します。

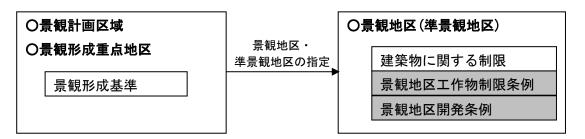
特に、候補となっている地区は、景観形成重点地区の指定に向けた取り組みについて、重点的・ 優先的に支援します。

<景観地区などの指定・決定>

地域の特性を活かした良好な景観形成の実効性を高めるため、より担保性の高い「景観地区の指定」に向けた検討を進めます。

特に、景観形成重点地区においては、住民との協議・合意形成を進めながら、積極的に景観地区の導入を検討します(都市計画区域外においては準景観地区を検討)。

また、景観地区などを決定する場合は、必要に応じ、下記の景観法に基づく委任条例を制定します。



※網掛けの条例が景観法に基づく委任条例

<景観協定の締結促進>

景観法第81条に基づく景観協定は、景観形成基準を超えて、地域住民自らが地域の実情に応じたきめ細やかなルールを取り決めることが可能な制度です。

このため、景観づくり団体などの住民参加による協議・検討を通じ、景観協定の締結を促進します。

<景観計画などの見直し>

景観づくり団体や景観協議会における取り組みを通じて検討された、地域独自の景観形成方 針や景観形成基準、景観地区、地区計画、景観協定などの考え方を反映させるため、適切な時期 に景観計画を見直します。

また、地域の景観形成方針を捉え、用途地域の指定や変更、高さの最高限度を定める高度地区の指定など、必要に応じて都市計画を見直します。